

だい 2 き みなまたししょう      しゃけいかく  
**第 2 期水俣市 障がい者計画**

だい 6 き みなまたししょう      ふくしけいかく  
**第 6 期水俣市 障がい福祉計画**

だい 2 き みなまたししょう      じ ふくしけいかく  
**第 2 期水俣市 障がい児福祉計画**

れいわ    ねん    がつ  
**令和 3 年 3 月**

くまもとけんみなまたし  
**熊本県水俣市**



## はじめに



昨今の障がいのある方々を取り巻く社会情勢を見てみますと、度重なる制度改正による環境の変化に加え、少子高齢化の問題や一人暮らし世帯の増加、自然災害の多発による防災意識の高まり、などの問題や様々な障がいに対する差別偏見、障がいのある方への虐待など、障がいのある方々、その御家族にとって厳しい状況になっていると憂慮しております。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行によって、障がい者やその御家族も「新しい生活様式」へ変わらざるを得ない、急激な変化に見舞われている時代になっているとも考えます。

今回のこの計画の策定にあたっては、様々な場面で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、前回までの策定のスケジュール等とは大きく変わりましたが、障がいのある方々、家族、支援者、関係機関などの御協力のおかげで完成することができました。

この計画は、基本理念「みんなでつながり支えあい いきいきと暮らせるまち 水俣」のもとに、令和3年4月から令和9年3月までの6年間の計画として、人と人とのつながりを大切にしたい、障がいの有る無しに関わらず、誰もが健やかに、いきいきと暮らせるまちを目指して参りたいと考えております。

加えて、本市では平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標計画(SDGs)」の未来都市に選定されており、そのSDGsの趣旨でもある「一人も取り残されることのない地域共生社会の実現」を目指して参りたいと考えます。

また、この冊子には、第6期水俣市障がい福祉計画、第2期水俣市障がい児福祉計画も合冊しております。他の様々な計画と併せ、御活用いただきますようお願いいたします。

最後に、この水俣市障がい者計画の策定にあたり、御協力いただきました全ての関係者の方々に対しまして、深く御礼申し上げ、はじめの御挨拶とさせていただきます

令和3年3月

水俣市長 高岡利治



# 目次

だい1しやう	けいかく きほんてき かんが かつ	第1章 計画の基本的な考え方	1
1	けいかくさくてい しゆし	計画策定の趣旨	1
2	しやう しやふくしせいど へんせん くにとうこう	障がい者福祉制度の変遷（国動向）	2
3	けいかく いち	計画の位置づけ	3
4	けいかく たいしやうしや	計画の対象者	4
5	けいかく きかん	計画の期間	4
6	しやう しやきほんけいかく かんけい	障がい者基本計画との関係	5
7	けいかくさくていしゆほう	計画策定手法	6
だい2しやう	みなまたし しやう しや と ま げんじやう	第2章 水俣市における障がい者を取り巻く現状	7
1	みなまたし げんきやう	水俣市の現況について	7
2	ちやうさ み しやう しや しやう じ いしき	アンケート調査から見た障がい者・障がい児の意識	16
だい3しやう	しやう しやけいかく	第3章 障がい者計画	27
だい1せつ	けいかく きほんてき かんが かつ	第1節 計画の基本的な考え方	27
1	きほんりねん きほんげんそく	基本理念と基本原則	27
2	せさく たいけい	施策の体系	28
だい2せつ	ぐたいてきと なくみ ないやう	第2節 具体的取り組み内容	29
	きほんもくひやう	基本目標1 「みんなでつながります」	29
	ほうしん ① しやう たい りかい じんけん そんちやう	方針① 障がいに対する理解と人権の尊重	29
	1 しやう たい りかい そくしん	1 障がいに対する理解の促進	29
	2 けんりやうご すいしん	2 権利擁護の推進	30
	ほうしん ② じりつ せいかつ いしけつてい しえん	方針② 自立した生活・意思決定の支援	33
	1 そうだんしえんたいせい じゅうじつ	1 相談支援体制の充実	33
	2 コミュニケーションの支援の推進	2 コミュニケーションの支援の推進	34
	3 ふくし どう じゅうじつ	3 福祉サービス等の充実	35
	きほんもくひやう	基本目標2 「みんなで支えあいます」	38
	ほうしん ① こせい の きやういく じゅうじつ	方針① 個性を伸ばす教育の充実	38
	1 そうきりやういく へつたつしえん じゅうじつ	1 早期療育・発達支援の充実	38
	2 インクルーシブ教育の推進	2 インクルーシブ教育の推進	39
	ほうしん ② ぼ し ほけん けんこう じゅうじつ	方針② 母子保健・健康づくりの充実	41
	1 ぼ し ほけんじぎやう じゅうじつ	1 母子保健事業の充実	41
	2 けんこうづくりの じゅうじつ	2 健康づくりの充実	42

基本目標 3 「みんなでいきいきと暮らします」	44
方針① 雇用・就労及び経済的な自立支援	44
1 障がい者雇用の促進と就労支援の充実	44
2 福祉的就労の充実	45
3 所得保障・経済的負担の軽減	46
方針② 安全・安心に暮らせる環境づくり	47
1 防災・防犯対策の強化	47
2 感染症への対策	48
3 バリアフリーの推進	49
基本目標 4 「みんなで参加します」	50
方針① 社会参加と生きがいづくりの促進	50
1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実	50
2 外出支援・移動手段の確保・充実	50
<b>第4章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画</b>	<b>52</b>
第1節 基本的理念	52
第2節 国の指針に基づいた令和5年度の数値目標	54
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	54
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	56
4 福祉施設から一般就労への移行等	57
5 障がい児支援の提供体制の整備等	58
6 発達障がい者等に対する支援	59
7 相談支援体制の充実・強化等	60
8 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	61
第3節 水俣市における障がい福祉サービス量の見込み	62
1 訪問系サービス	63
2 日中活動系サービス	68
3 居住系サービス	79
4 相談支援	83
5 障害児通所支援	87
6 障害児相談支援	93
7 地域生活支援事業	95
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>	<b>104</b>
<b>資料編 (用語解説)</b>	<b>105</b>

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

水俣市では、障がい者等に対する保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的かつ計画的に進めるため「水俣市障がい者計画」、「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」を策定し、障害者施策を展開してきました。

国では平成 18 年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の批准に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年 10 月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成 25 年 6 月）といった国内法の整備が進められ、平成 26 年 1 月に同条約が批准されました。

さらに、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、平成 30 年 4 月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害をもつ高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「水俣市障がい者計画」、「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」が令和 2 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第 2 期水俣市障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

### ※ 表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。  
(例：障がい者等、障がい福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名等で定められている場合には、「障害者」と表記します。  
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

## 2 しょう ふくしせいど へんせん くにどうこう 障がい者福祉制度の変遷（国動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化 ●定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条）障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障，アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 議決

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重  
基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止，教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行  
・発達障がい障がい者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行  
・グループホーム利用の助成  
・同行援護の創設
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行  
・応能負担原則への見直し  
・支給決定プロセスの見直し

「障害者総合支援法」制定

- 平成 24 年 6 月 27 日 公布
- 平成 25 年 4 月 01 日 施行  
社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立  
平成 28 年 4 月 01 日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止，人権被害救済などを規定

平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行  
障がい者区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合等

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成 28 年 5 月 25 日 成立
- 平成 30 年 4 月 01 日 施行  
・自立生活援助，就労定着支援，居宅訪問型児童発達支援の創設  
・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

図 1-1 障がい者福祉制度の変遷（国動向）

### 3 <sup>けいかく</sup> <sup>いち</sup> 計画の位置づけ

「水俣市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、障がい者福祉に関する基本計画の位置づけになります。

「水俣市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障がい福祉計画」として策定するものであり、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、「水俣市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障がい児福祉計画」として策定するものであり、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

表 1-1 根拠法令と性格

	根拠法令	性格
水俣市障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画
水俣市障がい福祉計画 (第 6 期)	障害者総合支援法 第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画
水俣市障がい児福祉計画 (第 2 期)	児童福祉法 第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	障がい児支援等の量と提供体制を確保するための計画

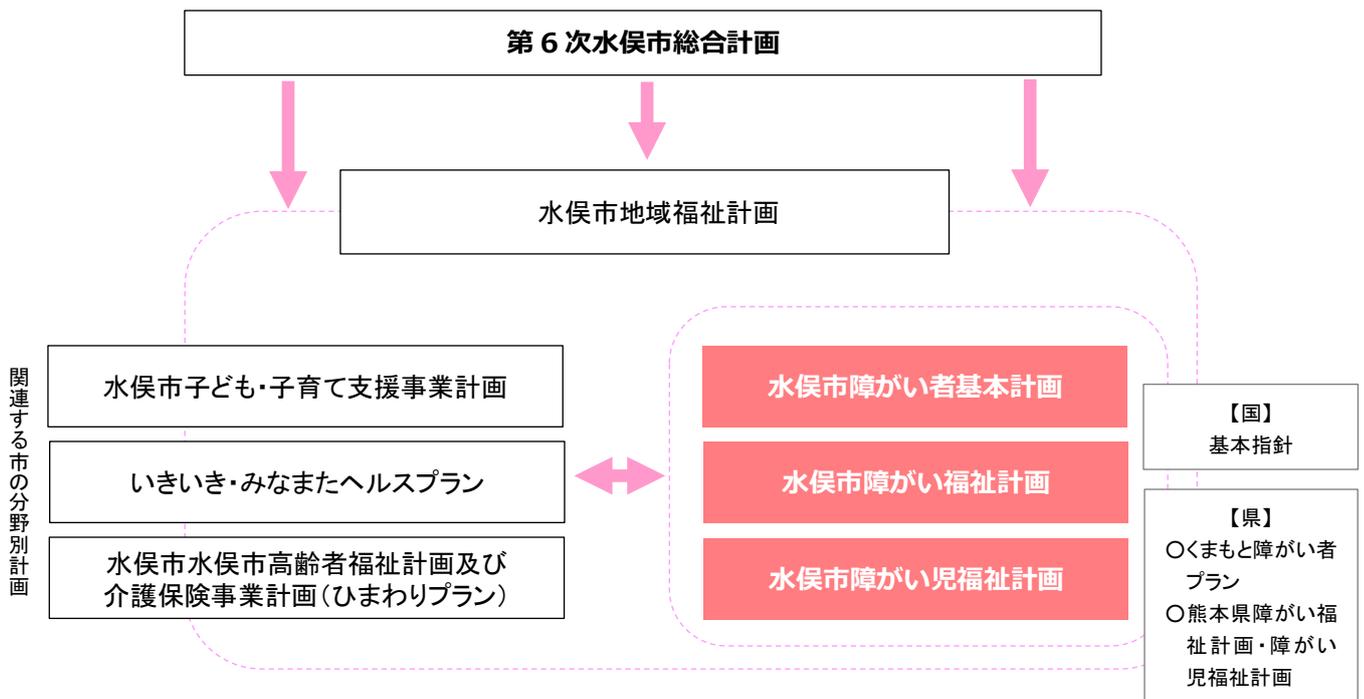


図 1-2 上位計画・関連計画等の状況

## 4 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、下記の定義となります。

- 18歳以上の身体障がい者  
(障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第4条に規定)
- 18歳以上の知的障がい者  
(知的障害者福祉法に規定)
- 18歳以上の精神障がい者  
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。))
- 治療方法が確立していない疾病、その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- 障がい児  
(児童福祉法第4条第2項に規定)

## 5 計画の期間

「水俣市障がい者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画で、計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

一方、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、成果目標や、障害福祉(障害児福祉)サービス及び地域生活支援事業の具体的なサービス見込み等を設定するもので、計画期間は国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

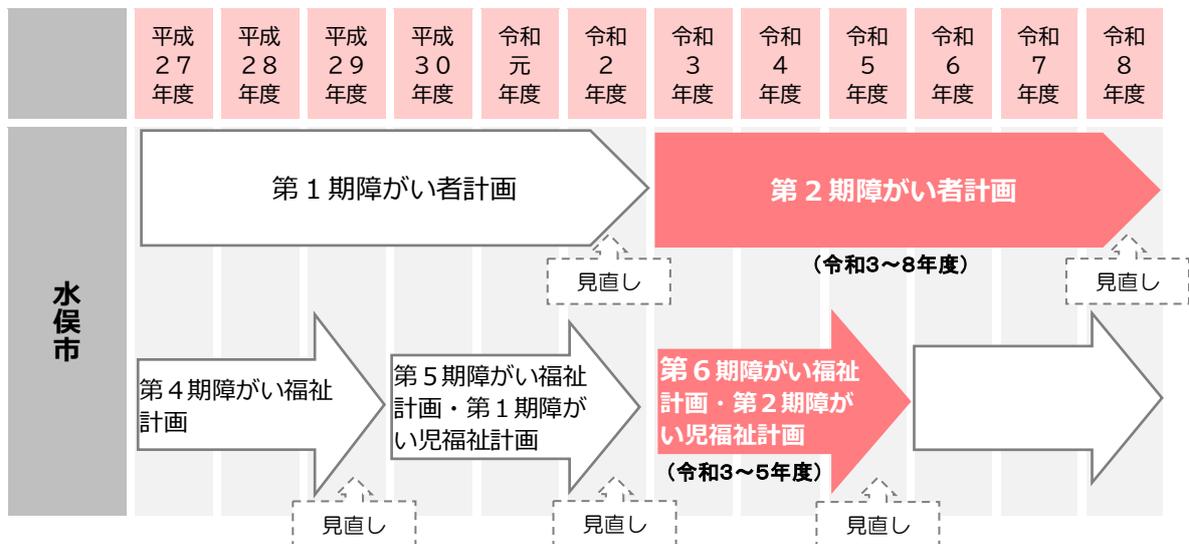


図1-3 計画の期間

## 6 しょう しゃきほんけいかく かんけい 障がい者基本計画との関係

障害者基本法による「障がい者基本計画」（水俣市障がい者計画がこれにあたります。）は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者の暮らしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図るための長期計画です。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法による「障がい（児）福祉計画」（水俣市障がい（児）福祉計画がこれにあたります。）は、障がい者（児）が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

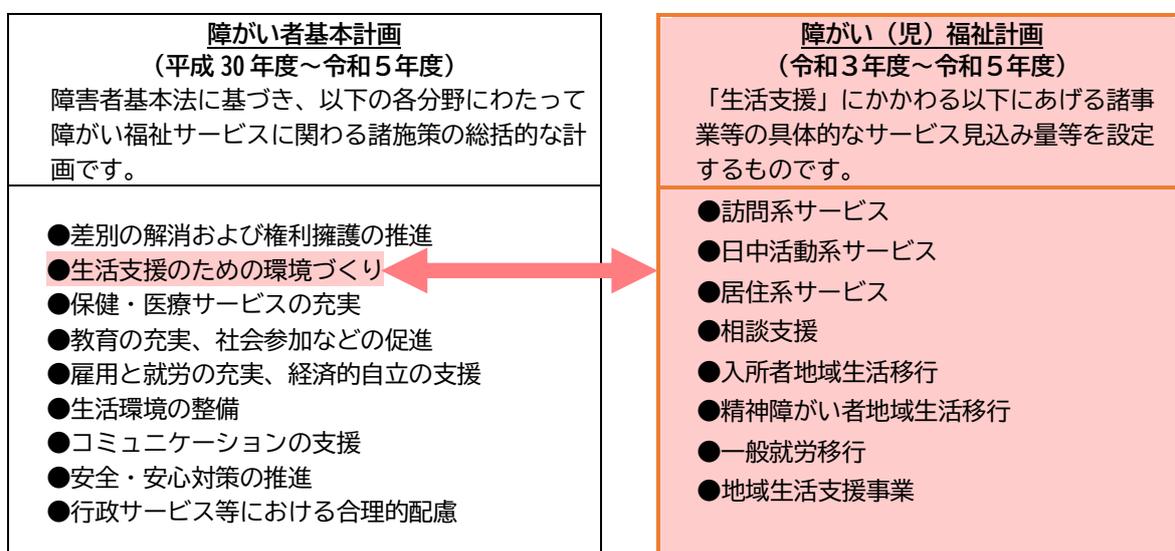


図 1-4 障がい者基本計画との関係

## 7 けいかくさくていしゅほう 計画策定手法

### (1) けいかくさくていいんかい 計画策定委員会

水俣市障害者計画等策定審議会条例に基づき、策定委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、意見を述べることとなっています。

(1) 障がい福祉計画及び障がい者福祉計画策定に関すること。

(2) 前号に掲げる計画の進行管理に関すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行により、会議開催が困難となったため、水俣市地域福祉計画策定委員会の中で、本計画について、併せてご意見をいただきました。

### (2) ちようさ アンケート調査

障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的に2種類のアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査時期

令和2年11月～12月

#### ② 調査対象者

障がい者：市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、通所  
受給者証をお持ちの方および障がいに関するサービス利用者

障がい児：児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービス利用者

### (3) いけんこうぼてつづ パブリックコメント（意見公募手続き）

策定委員会等で検討・作成した計画素案に対して、水俣市役所、総合もやい直しセンター等市内11か所の公的施設及び市ホームページに閲覧場所を設け、住民のみなさんから広く意見を募集しました。

実施期間 令和3年2月8日～2月22日

# 第2章 水俣市における障がい者を取り巻く現状

## 1 水俣市の現況について

### (1) 人口の状況

#### ① 総人口及び年齢3区分の推移

水俣市の総人口は、令和2年4月1日現在 24,033 人で、老年人口は増加傾向であるものの、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口割合は、令和2年4月1日現在では、年少人口 11.3%、生産年齢人口 49.3%、老年人口 39.4%となっています。

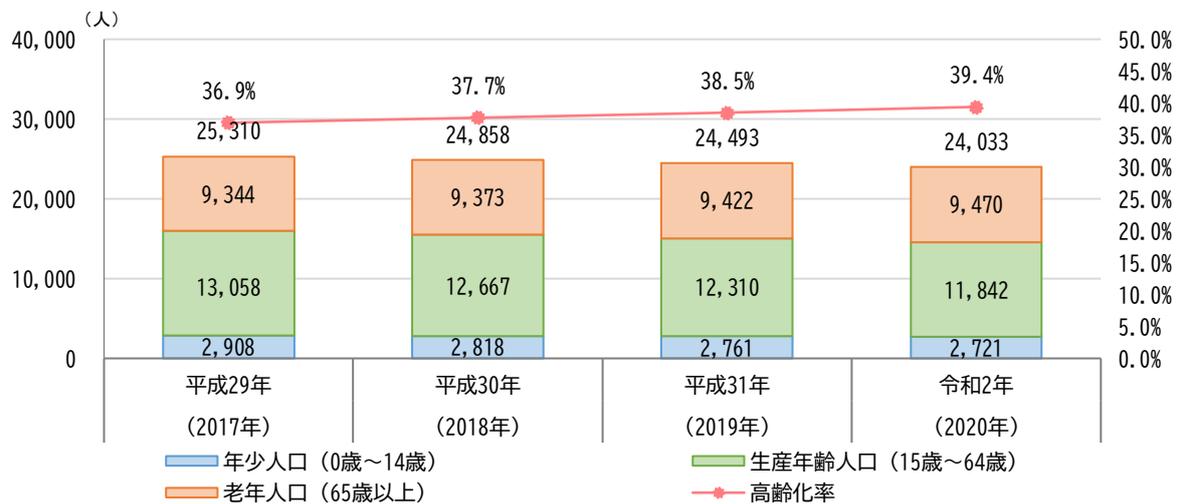


図2-1 総人口の推移

住民基本台帳 各年4月1日現在

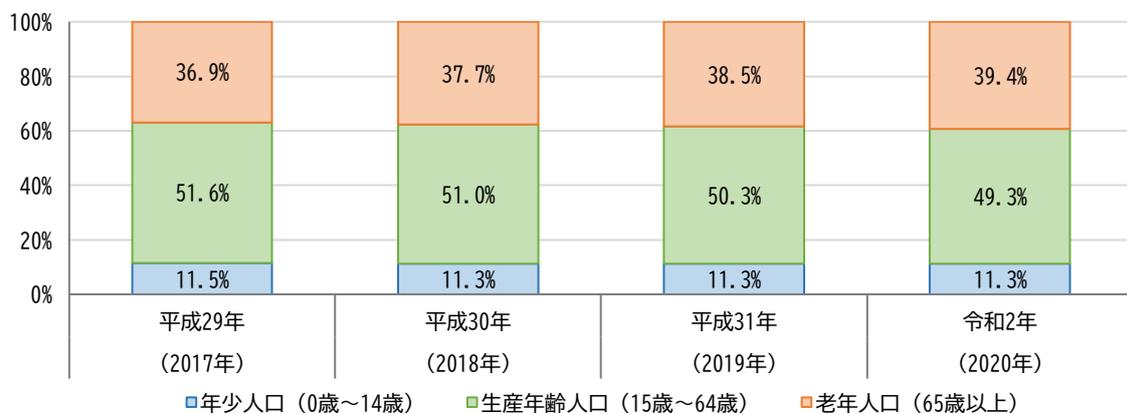


図2-2 年齢3区分別人口割合の推移

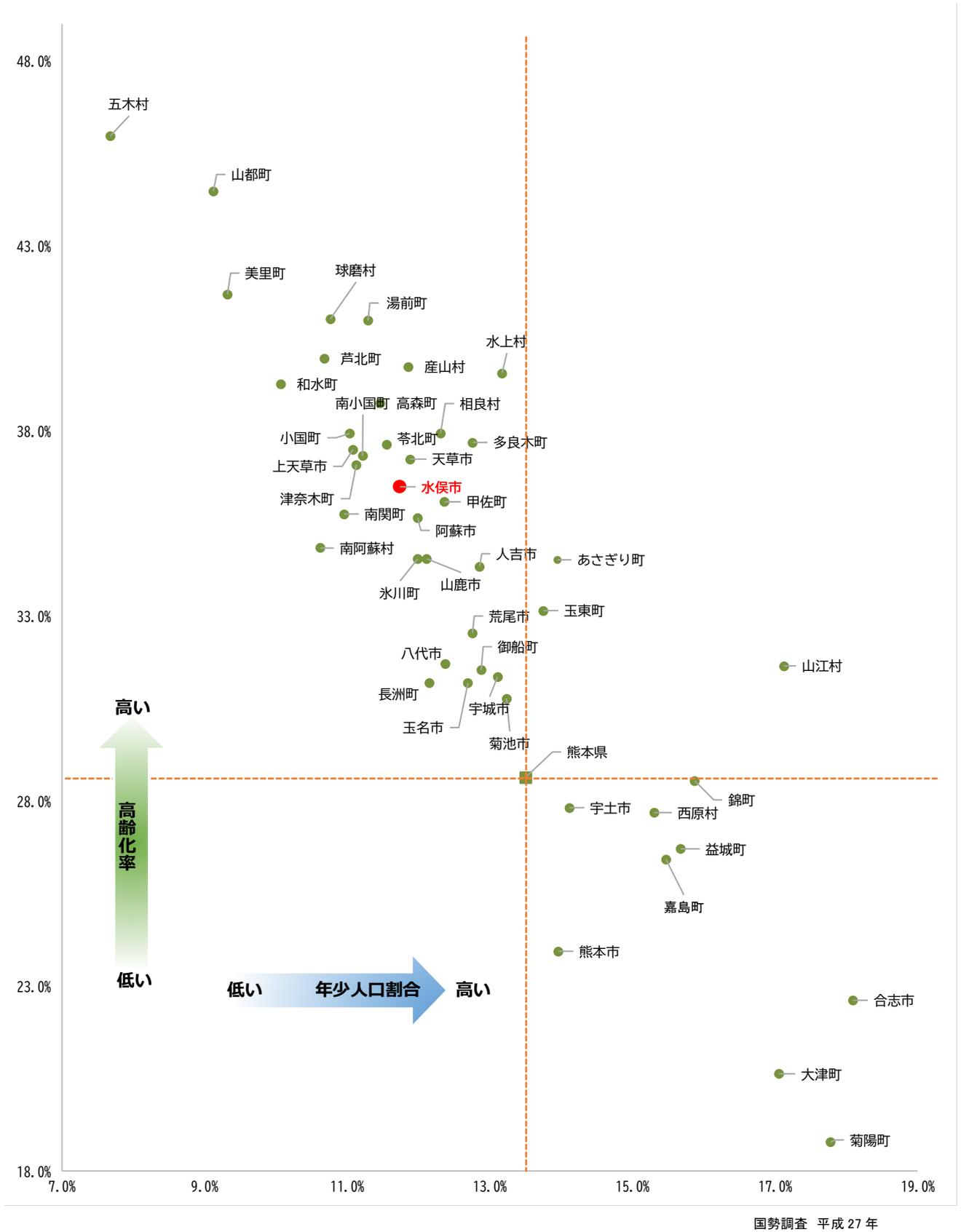


図 2-3 熊本県内の状況

※水俣市の少子高齢化が熊本県内 14 市において高い水準であることがわかる。

## (2) 各障害者手帳所持者数の状況

### ① 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在 2,171 人であり、近年は減少傾向となっています。総人口に占める障害者手帳所持者の割合をみると9%前後で推移しています。

また、各障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は減少傾向に、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

- ・身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、障がいの範囲程度により交付される手帳
- ・療育手帳とは、居住地等の福祉事務所長または市町村長に申請し、児童相談所等で知的障害と判定された者に交付される手帳
- ・精神保健福祉手帳とは、精神保健福祉法に基づき、精神障害がある者に交付される手帳

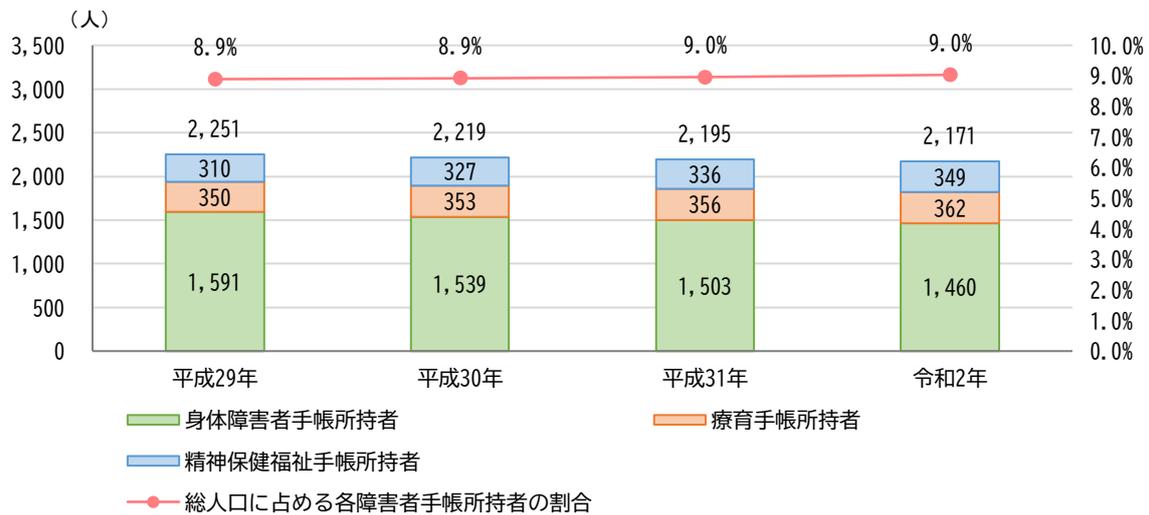


図2-4 障害者手帳所持者の推移

(各年4月1日現在)

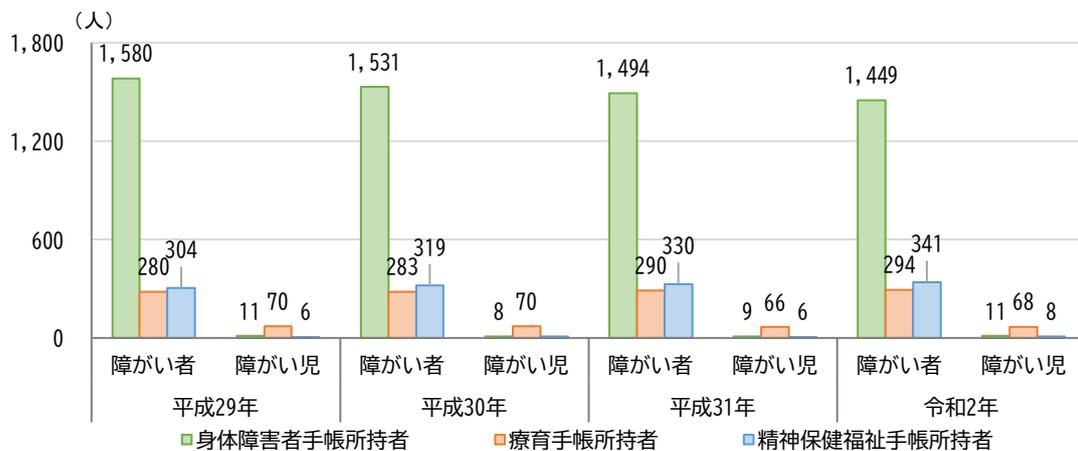


図2-5 障害者手帳所持者の推移（障がい者・障がい児）

(各年4月1日現在)

② しんたいしょうがいしゃてちようしょじしゃ じょうきよう 身体障害者手帳所持者の状況

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は1,466人で、減少傾向で推移しています。

等級別でみると、令和2年では1級の重度障がい者が473人となっており全体の約3割を占めています。

障がい種別では、肢体不自由が最も多く761人となり、全体の約5割を占めています。

表2-1 身体障害者手帳所持者の状況

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		1,580	11	1,531	8	1,494	9	1,455	11
等級別	1級	515	5	494	5	469	5	469	4
	2級	220	2	203	2	200	2	193	2
	3級	253	1	240	1	237	1	225	2
	4級	388	2	392	0	386	0	368	1
	5級	78	1	76	0	79	0	78	1
	6級	126	0	126	0	123	1	122	1
障がい種別	視覚障がい	100	0	94	0	91	0	91	0
	聴覚平衡障がい	217	2	219	2	213	3	212	3
	音声言語障がい	27	0	27	0	27	0	26	0
	肢体不自由	867	9	824	6	798	6	754	7
	内部障がい	441	0	430	0	428	0	423	1

(各年4月1日現在)

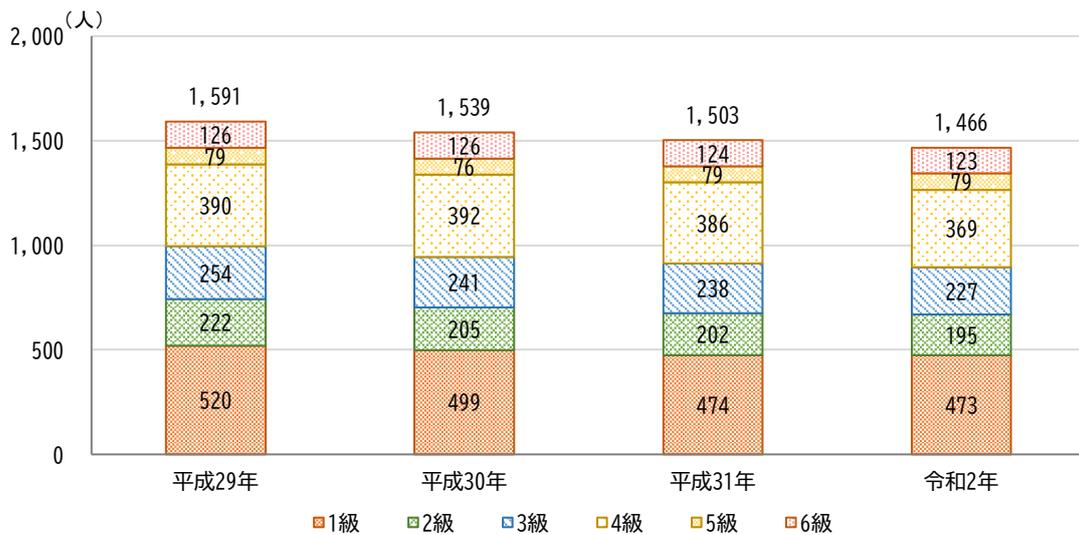


図2-6 等級別身体障害者手帳所持者の推移

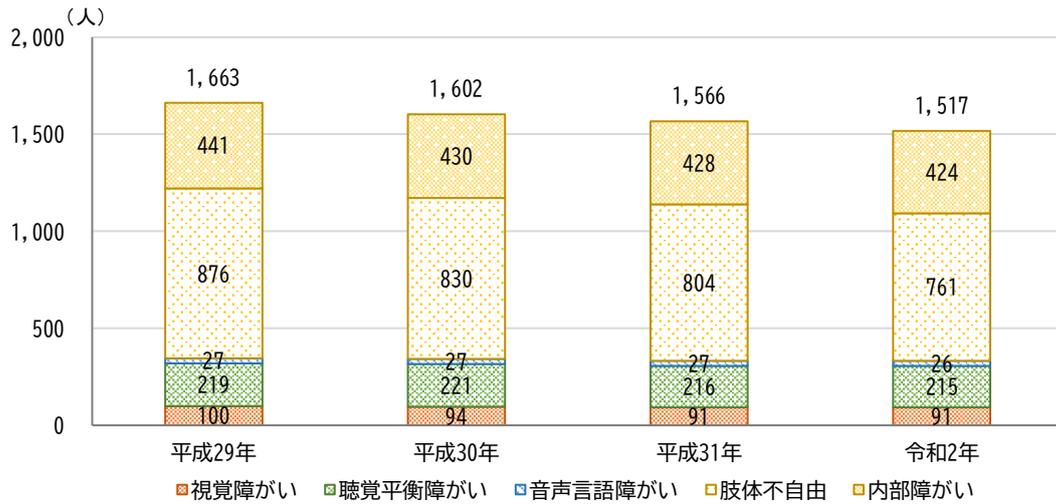


図2-7 障害種別身体障害者手帳所持者の推移

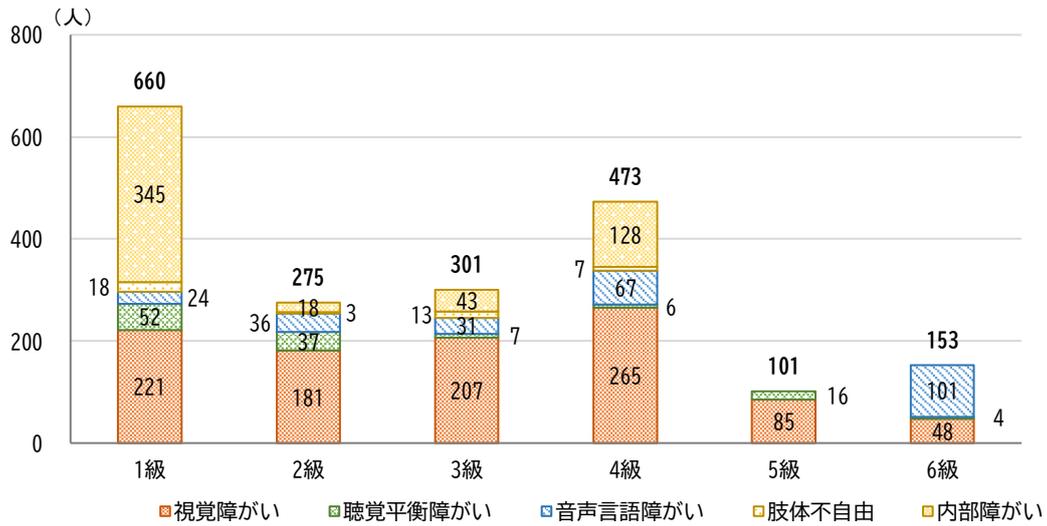


図2-8 等級別・障害種別にみた身体障害者手帳所持者の状況（令和2年）

③ 療育手帳所持者の状況

令和2年4月1日現在の療育手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は362人で、増加傾向で推移しています。

等級別では、B1が93人となり、全体の約4割を占めています。

表2-2 療育手帳所持者の状況

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		280	70	283	70	290	66	294	68
等級別	A1（重度）	54	6	53	6	51	6	51	4
	A2	72	10	72	9	76	6	77	5
	B1	93	8	95	9	95	8	93	10
	B2（軽度）	61	46	63	46	68	46	73	49

（各年4月1日現在）

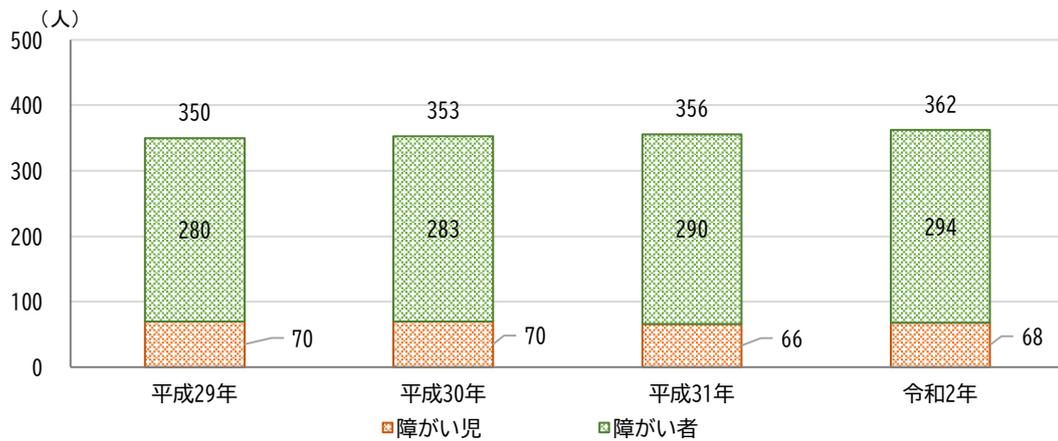


図2-9 療育手帳所持者数の推移

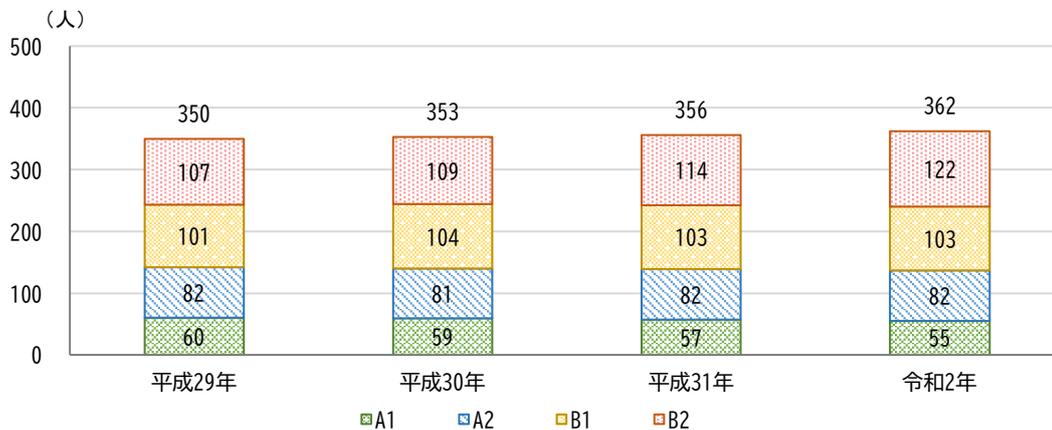


図2-10 等級別療育手帳所持者の推移

④ せいしんほけんふくしてちようしょじしゃ じようきよう 精神保健福祉手帳所持者の状況

令和2年4月1日現在の精神保健福祉手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は349人で、増加傾向で推移しています。

等級別では、2級が202人となり、全体の約6割を占めています。

表 2-3 精神保健福祉手帳所持者の状況

		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		304	6	319	8	330	6	341	8
等 級 別	1 級	89	0	88	0	86	0	83	0
	2 級	175	5	181	7	187	5	196	6
	3 級	40	1	50	1	57	1	62	2

(各年 4 月 1 日現在)

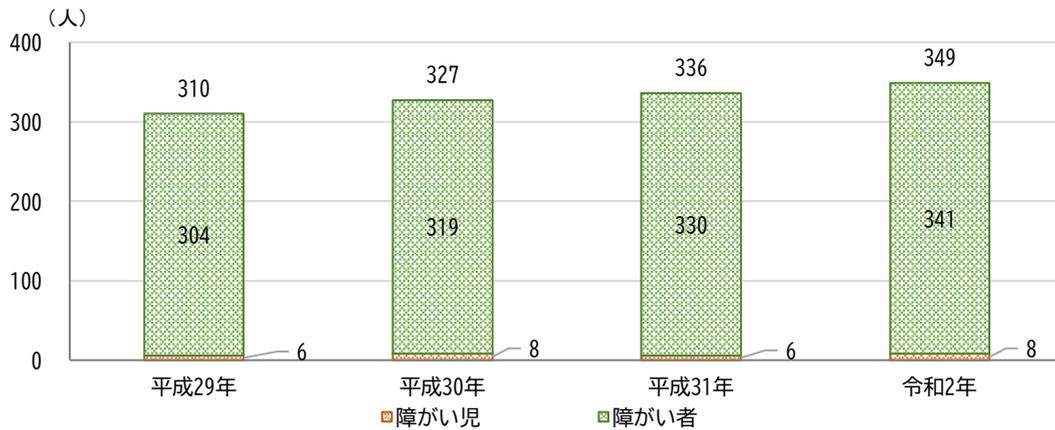


図2-11 精神保健福祉手帳所持者数の推移

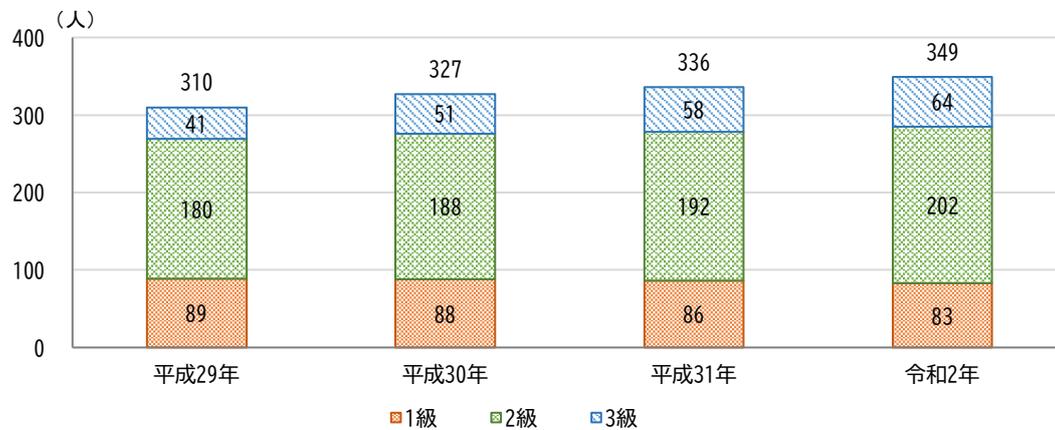


図2-12 等級別精神保健福祉手帳所持者の推移

### (3) 障がい児の保育・教育状況について

#### ① 特別支援学級の状況

特別支援学級（固定）在学者数は、令和2年4月1日現在110人で、増加傾向となっています。一方、特別支援学級（通級）在学者数は、小学校では令和2年4月1日現在6人で、令和元年以降横ばいで推移しています。

表2-4 特別支援学級（固定）在学者数 (人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	55	53	59	76
中学校	22	24	30	34
合計	77	77	89	110

(各年4月1日現在)

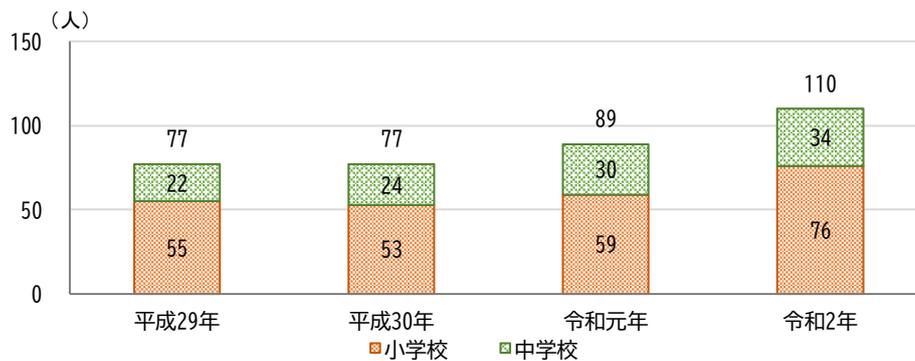


図2-13 特別支援学級（固定）在学者数

表2-5 特別支援学級（通級）在学者数 (人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	9	3	6	6
中学校	0	0	0	0
合計	9	3	6	6

(各年4月1日現在)

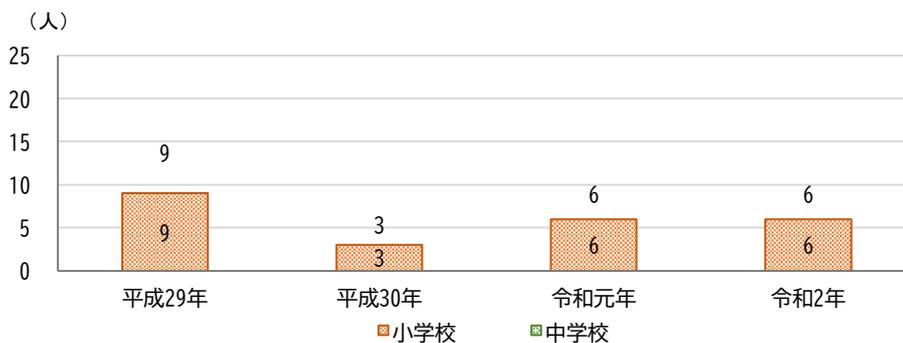


図2-14 特別支援学級（通級）在学者数

② <sup>ほいくじよ</sup> 保育所・<sup>ようちえんとう</sup> 幼稚園等<sup>じょうきょう</sup>の状況

保育所・幼稚園等における障がい児は、令和2年4月1日現在 36 人となっています。  
 なお、保育所 16 人、幼稚園 4 人、認定こども園では 16 人となっています。

表 2-4 保育所・幼稚園における障がい児 (人)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
保育所	8	7	10	16
幼稚園	6	7	6	4
認定こども園	5	8	6	16
合計	19	22	22	36

(各年 4 月 1 日現在)

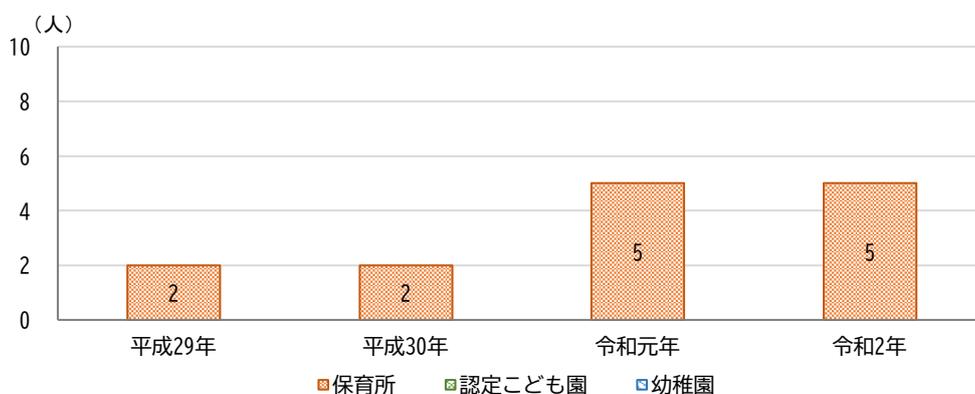


図2-15 保育所・認定こども園における障がい児の推移

## 2 アンケート調査から見た障がい者・障がい児の意識

### (1) 調査の概要

障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的に2種類のアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査時期

令和2年11月～12月

#### ② 調査対象者

障がい者：市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、通所受給者証をお持ちの方および障がいに関するサービス利用者

障がい児：児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービス利用者

#### ③ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ④ 回収結果

表 2-5 回収結果

対象者	対象者数	回収状況	回収率
障がい者	452 件	238 件	52.7%
障がい児	48 件	29 件	60.4%

## (2) 障がい者調査結果

### ① 日常生活の状況

日常生活については、「食事」「トイレ」「衣服の着脱」「家の中の移動」では「ひとりでできる」が約8割と多くなっている。その他の項目では「ひとりでできる」が約6～7割となっています。

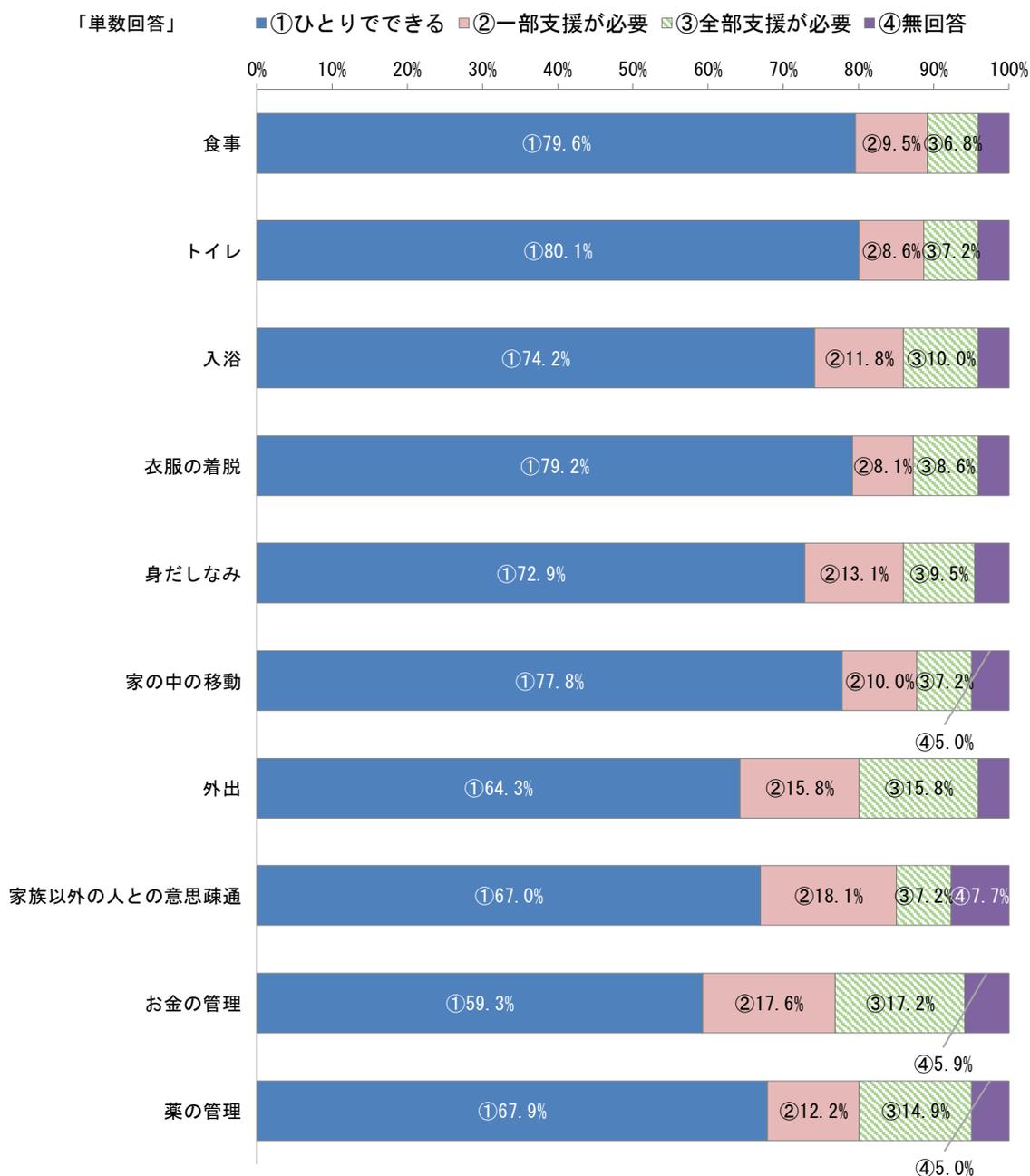


図 2-16 日常生活の状況

## ② 住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために必要な支援策

希望する暮らしを送るための支援については、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が32.0%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」「相談対応等の充実」がともに28.0%、「生活訓練等の充実」が24.0%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」「生活訓練等の充実」「相談対応等の充実」がともに25.0%、療育手帳所持者では「その他」が50.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」が33.3%と最も多くなっています。

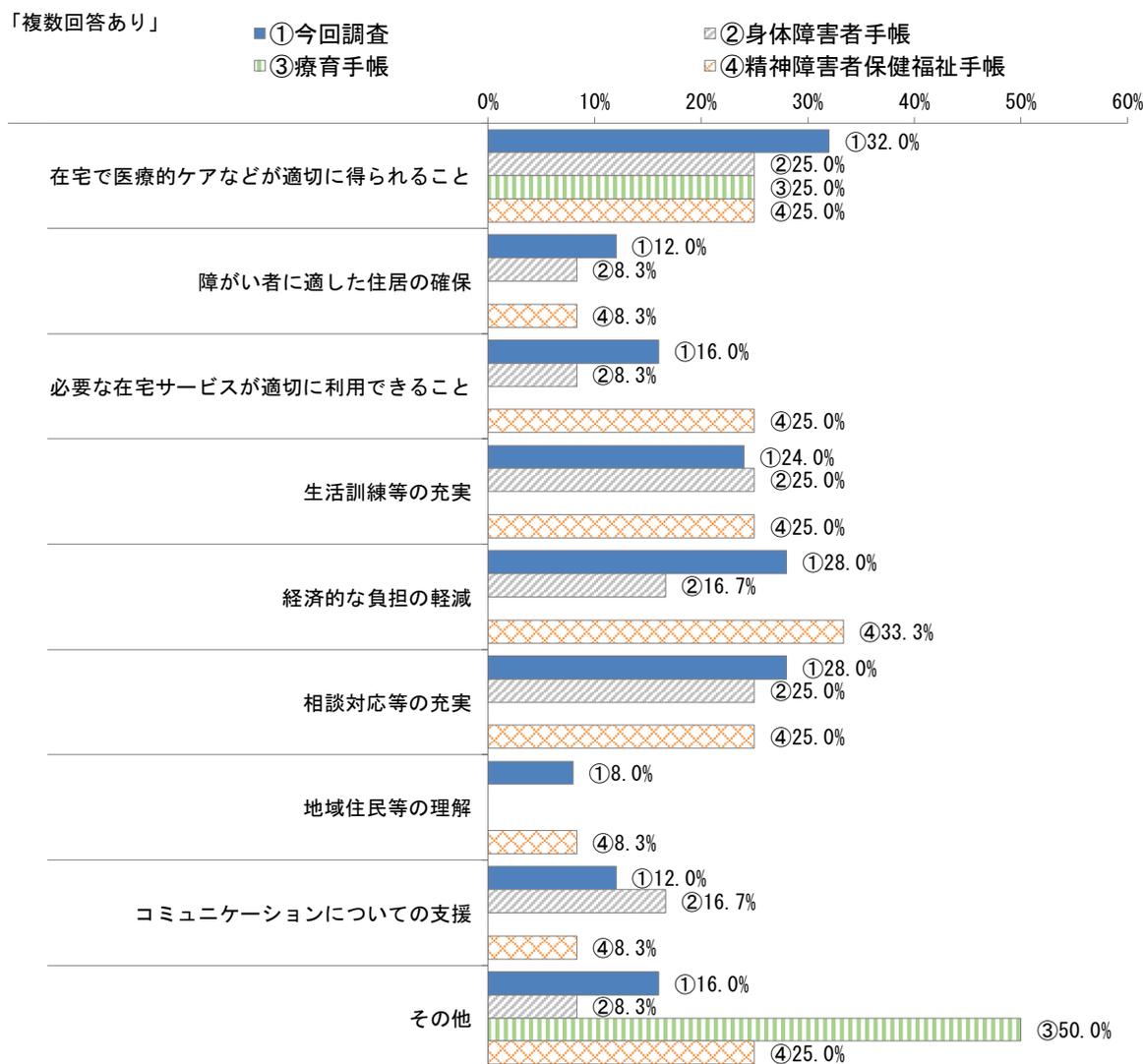


図 2-17 住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために必要な支援策

### ③ 就労支援における必要な支援策

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が 34.8%、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 30.8%、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が 29.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「職場の障がい者理解」がそれぞれ 31.0%・43.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」がともに 39.2%と最も多くなっています。

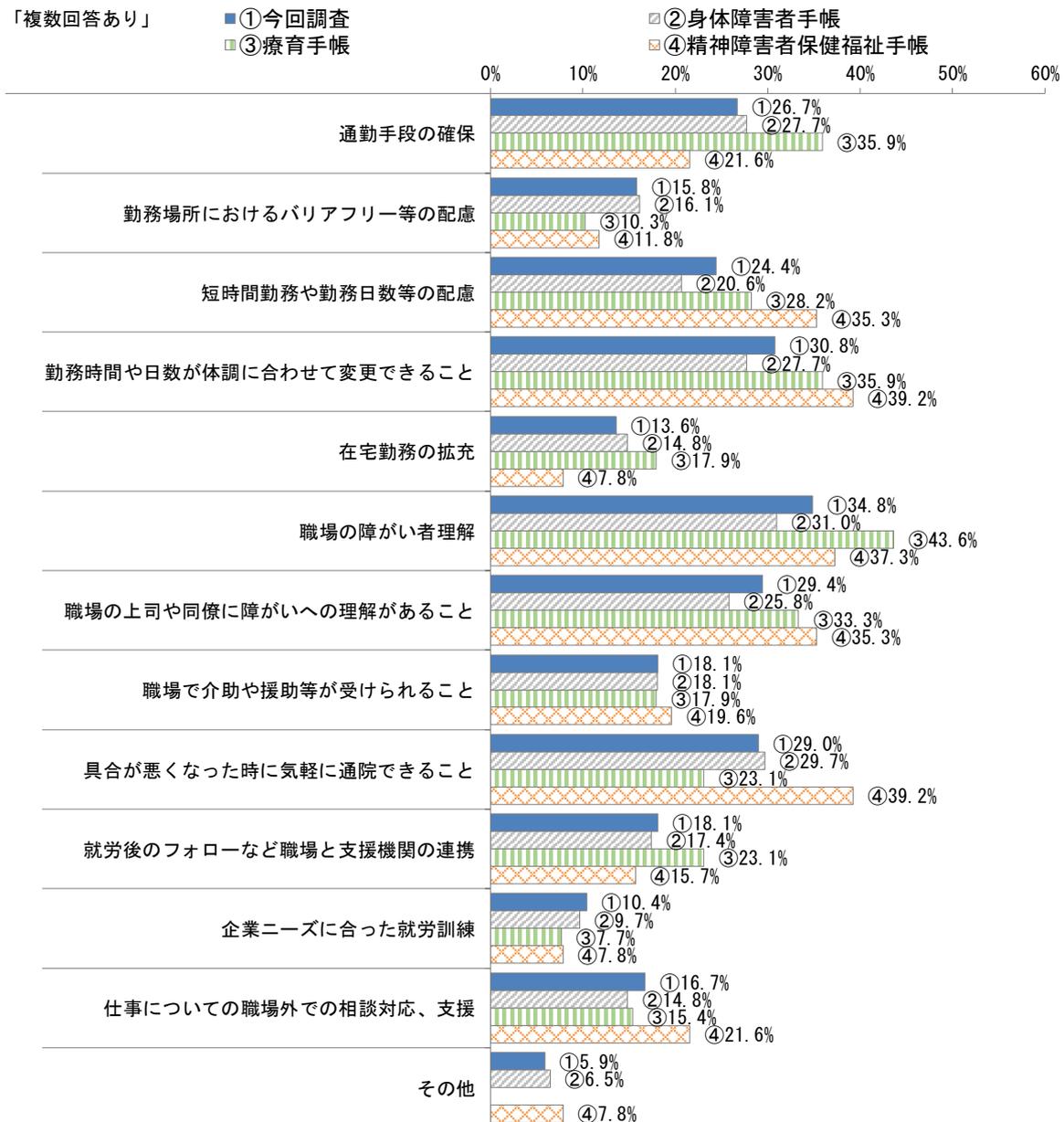


図 2-18 就労支援における必要な支援策

#### ④ 地震等の災害に対する心配ごと

災害時の困りごとについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45.2%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が41.2%、「安全なところまで、迅速に非難することができない」が39.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.5%、療育手帳所持者では「周囲とコミュニケーションがとれない」が56.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」が47.1%と最も多くなっています。

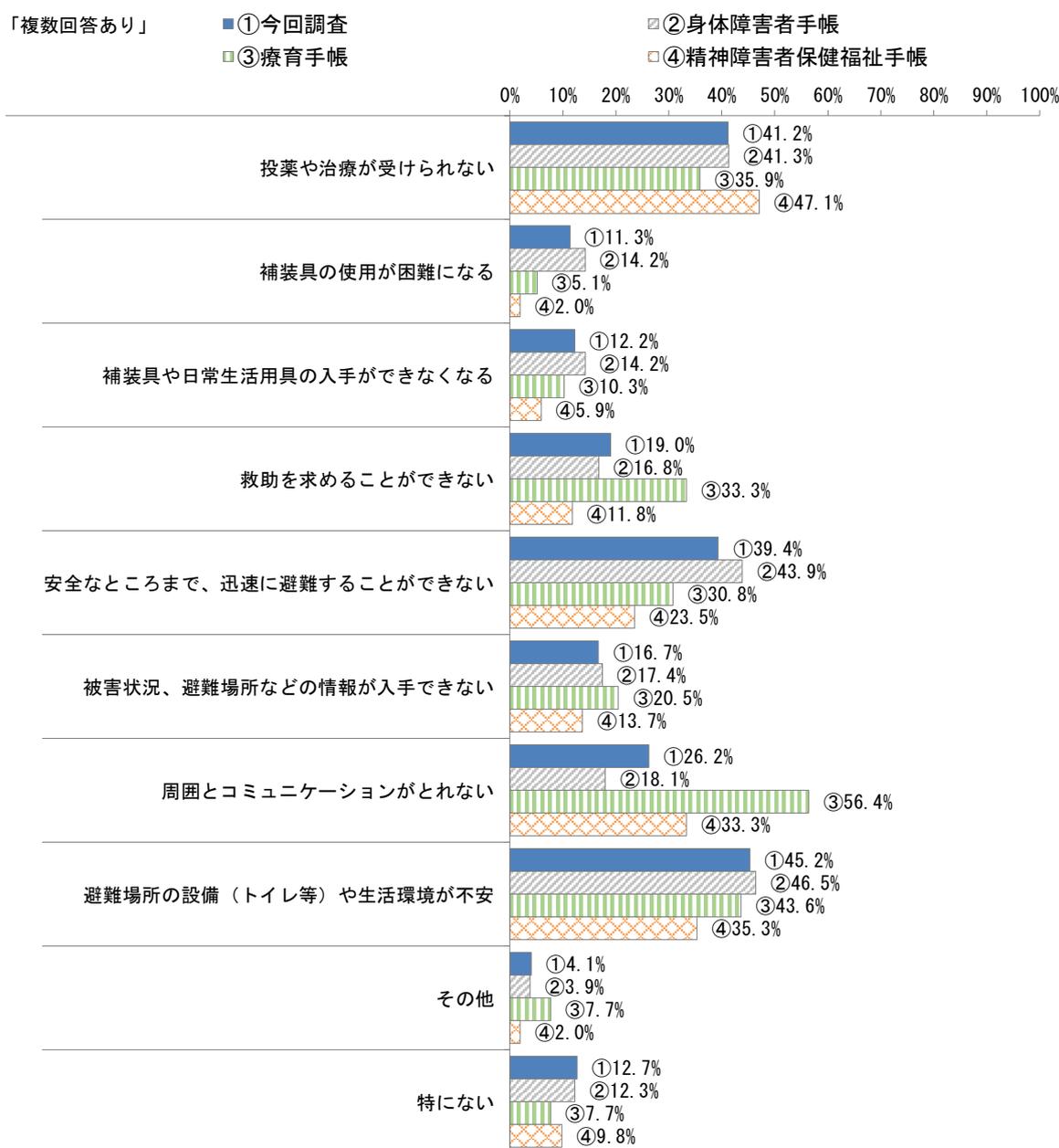


図 2-19 地震等の災害に対する心配ごと

⑤ みなまたし じゅうじつ きぼう せさく 水俣市で充実を希望する施策について

障がいのある人に対する支援として行政がさらに充実すべきことについては、「年金や手当などの充実」が55.7%と最も多く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」が32.1%、「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路などの整備）」が28.5%となっています。

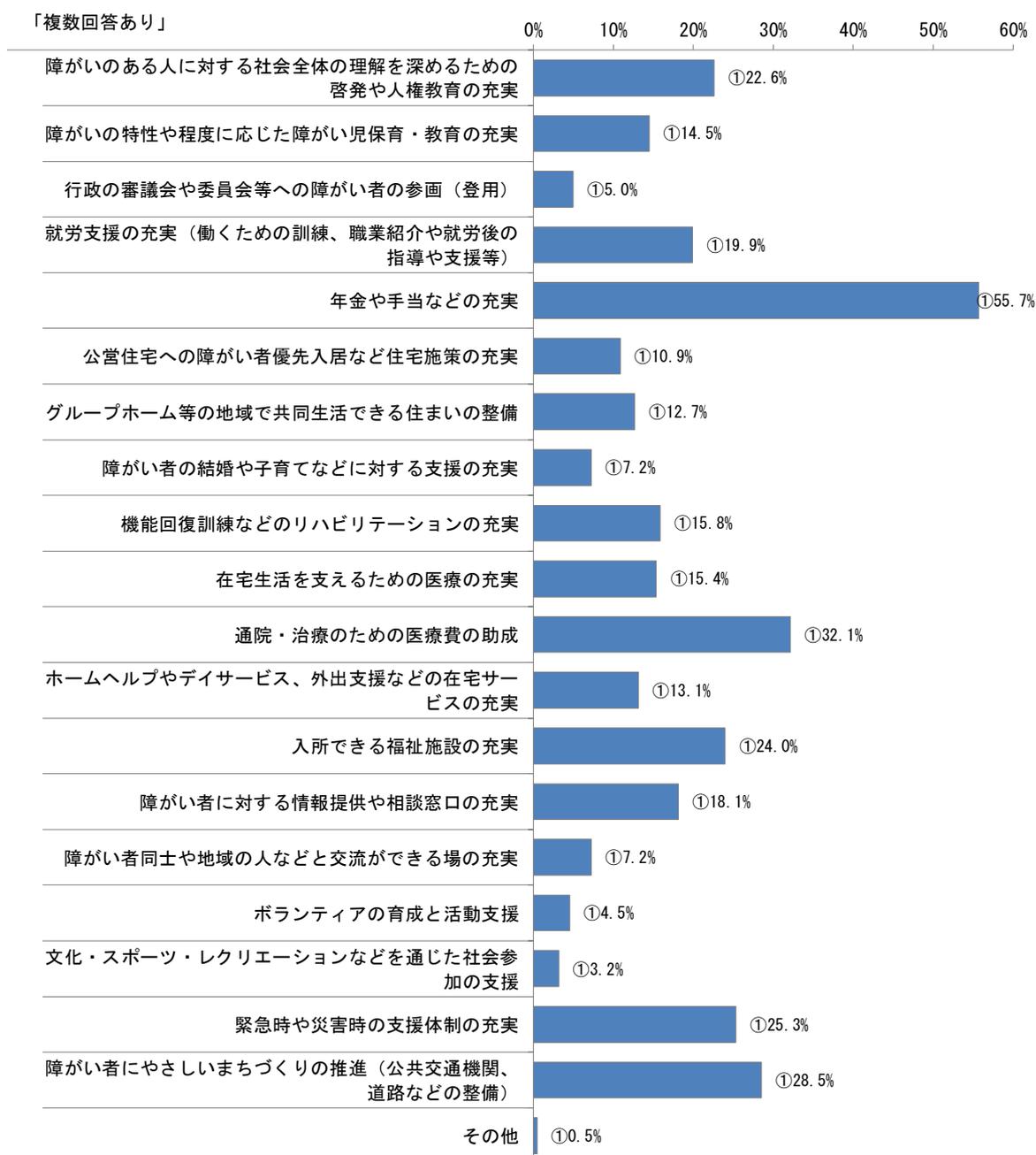


図 2-20 水俣市で充実を希望する施策について

## ⑥ 今後のサービスの利用意向

今後の利用意向については、以下のとおりとなっています。

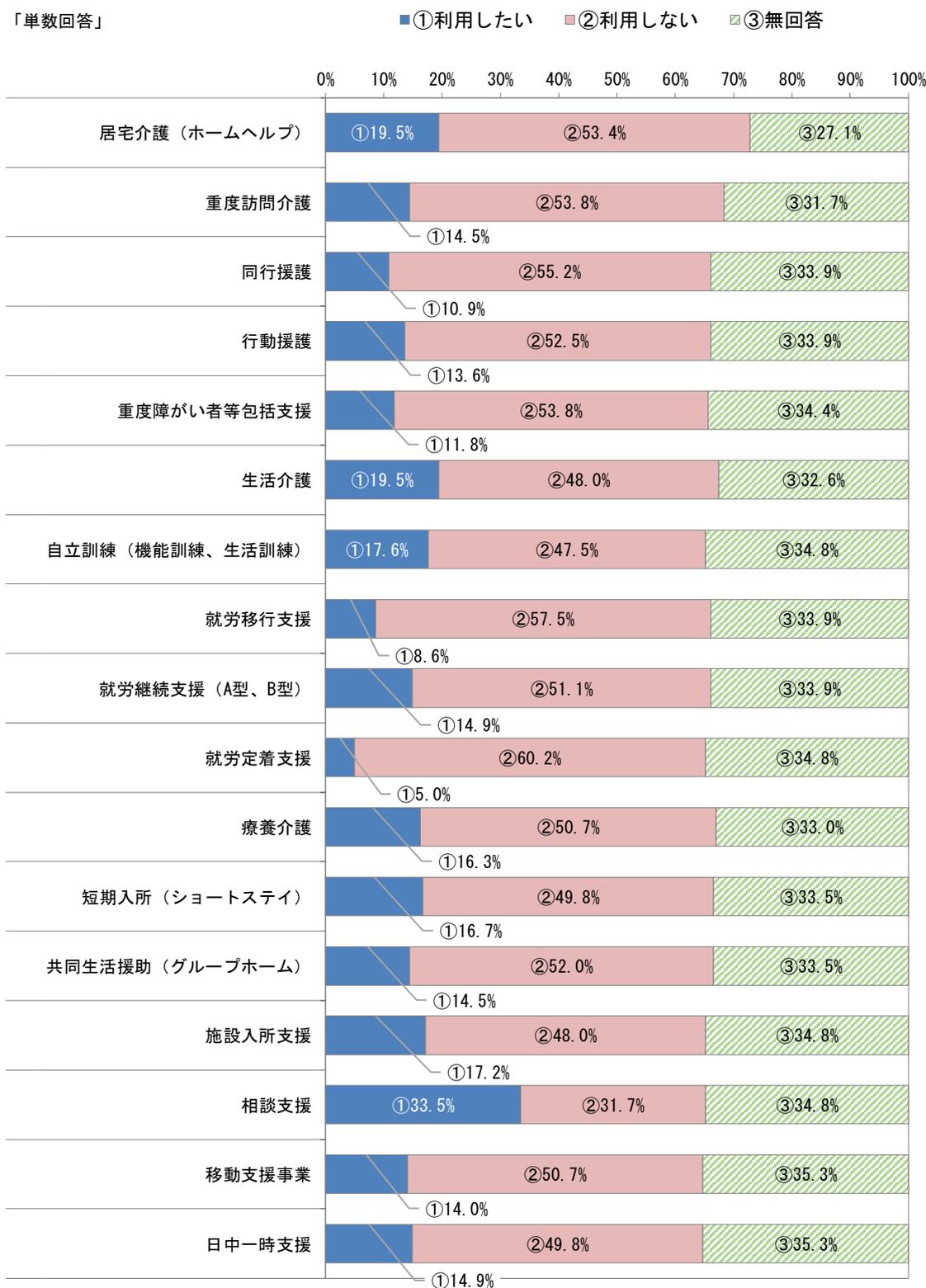


図 2-21 今後のサービスの利用意向

### (3) 障がい児調査結果

#### ① 保護者の方の現在の就労状況

父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労」が83.3%となっています。

母親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労」がともに38.1%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.3%となっています。

#### 【父親】

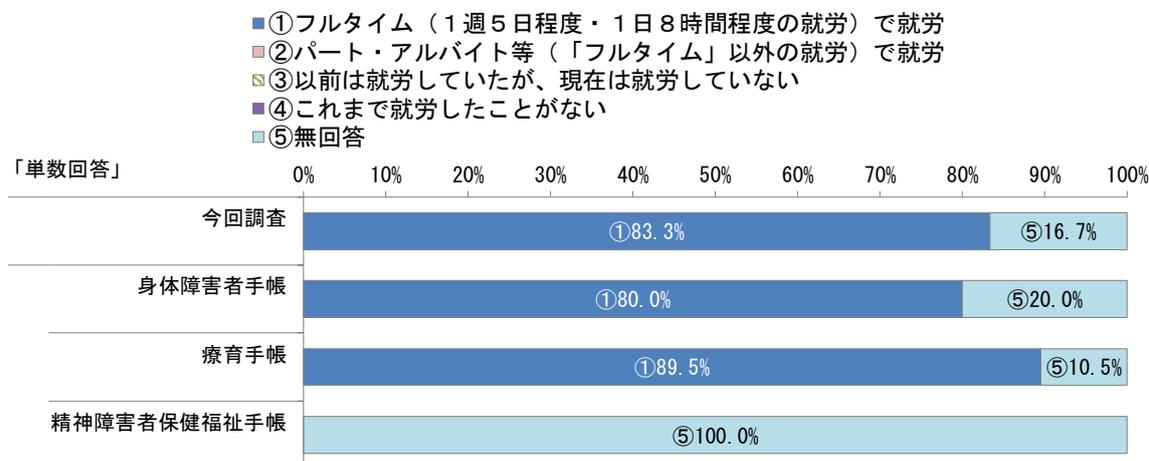


図 2-21 保護者の就労状況（父親）

#### 【母親】

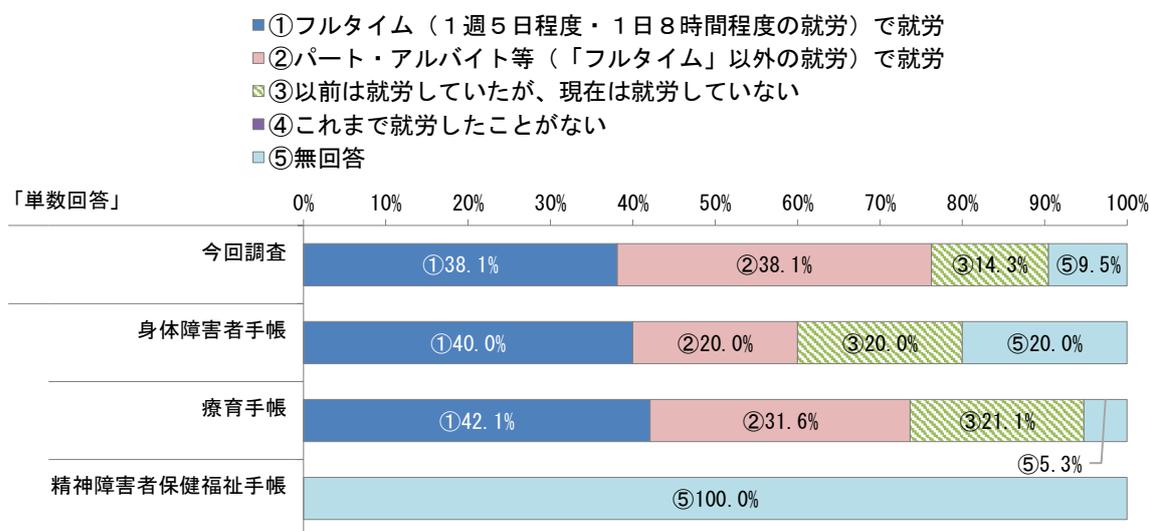


図 2-22 保護者の就労状況（母親）

② <sup>げんざいう</sup>現在受けている<sup>いりようてき</sup>医療的ケアについて

現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が75.0%と最も多く、次いで「吸入」「その他」がともに25.0%となっています。

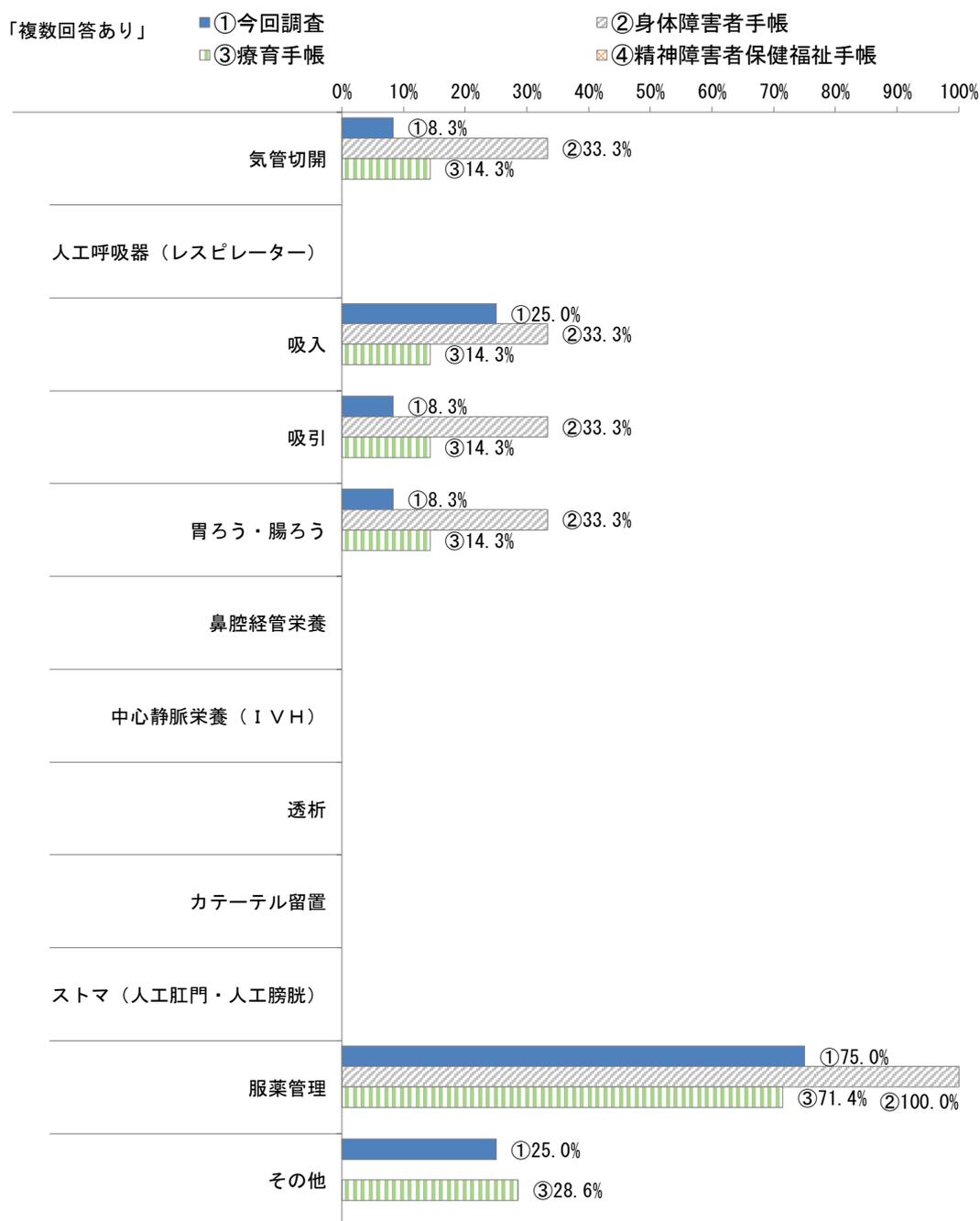


図 2-23 現在受けている医療的ケア

### ③ 児童発達支援または放課後等デイサービスについて

利用した感想や要望については、「特にない」が69.7%と最も多く、次いで「その他」が18.2%、「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有してほしい」が15.2%となっています。

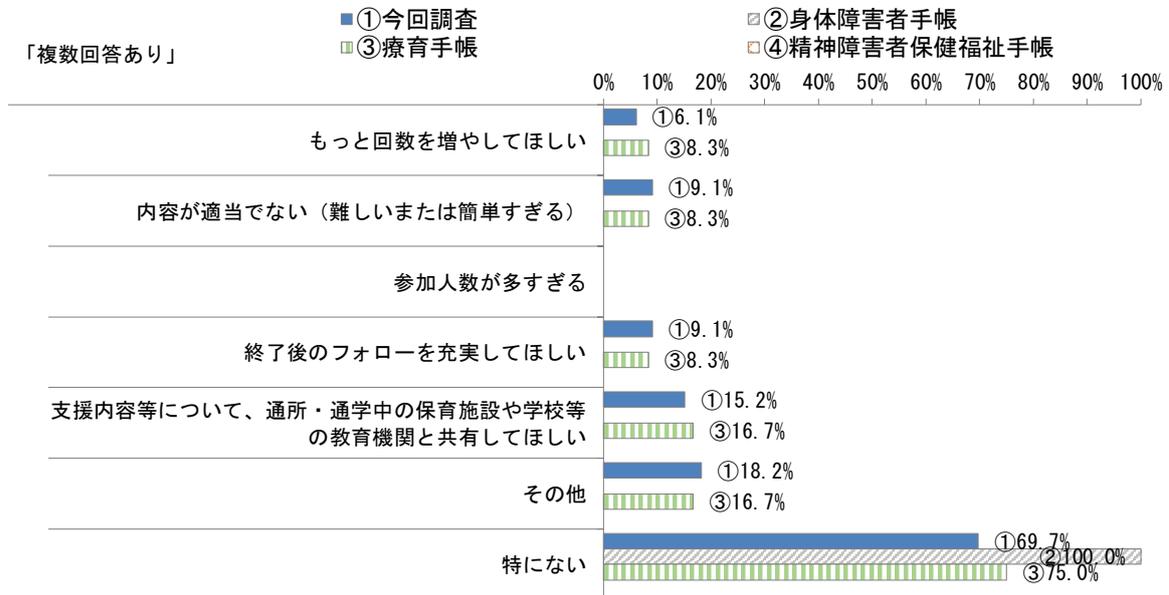


図 2-24 児童発達支援または放課後等デイサービスについて

### ④ 今後のサービスの利用意向

今後の利用意向については、以下のとおりとなっています。

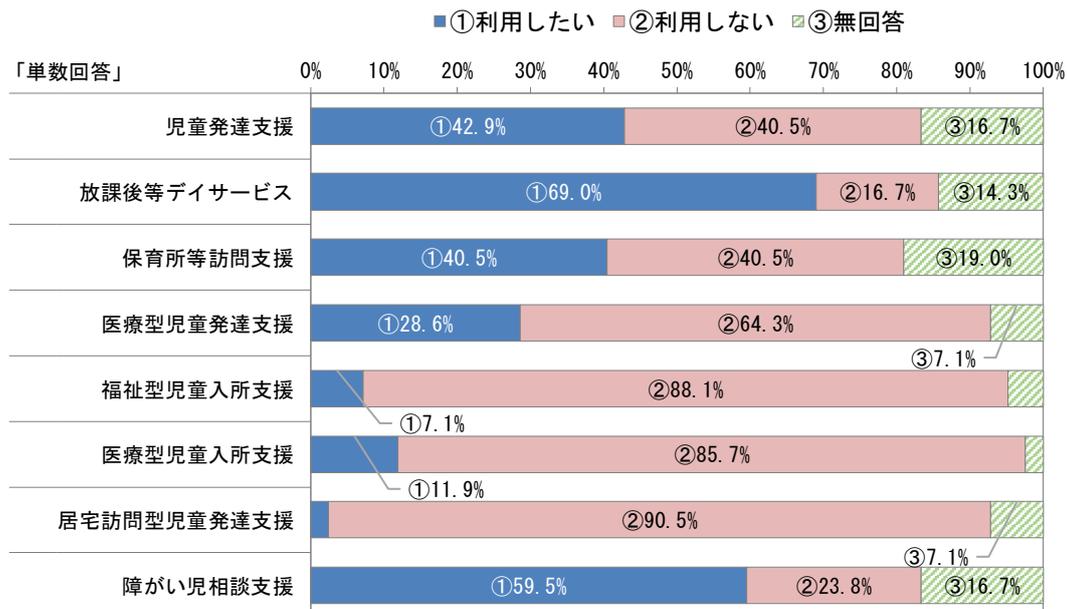


図 2-25 今後のサービスの利用意向

⑤ 水俣市で充実を希望する施策について

充実すべき支援については、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が73.8%と最も多く、次いで「就労支援の充実（働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援等）」が57.1%、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」が47.6%となっています。

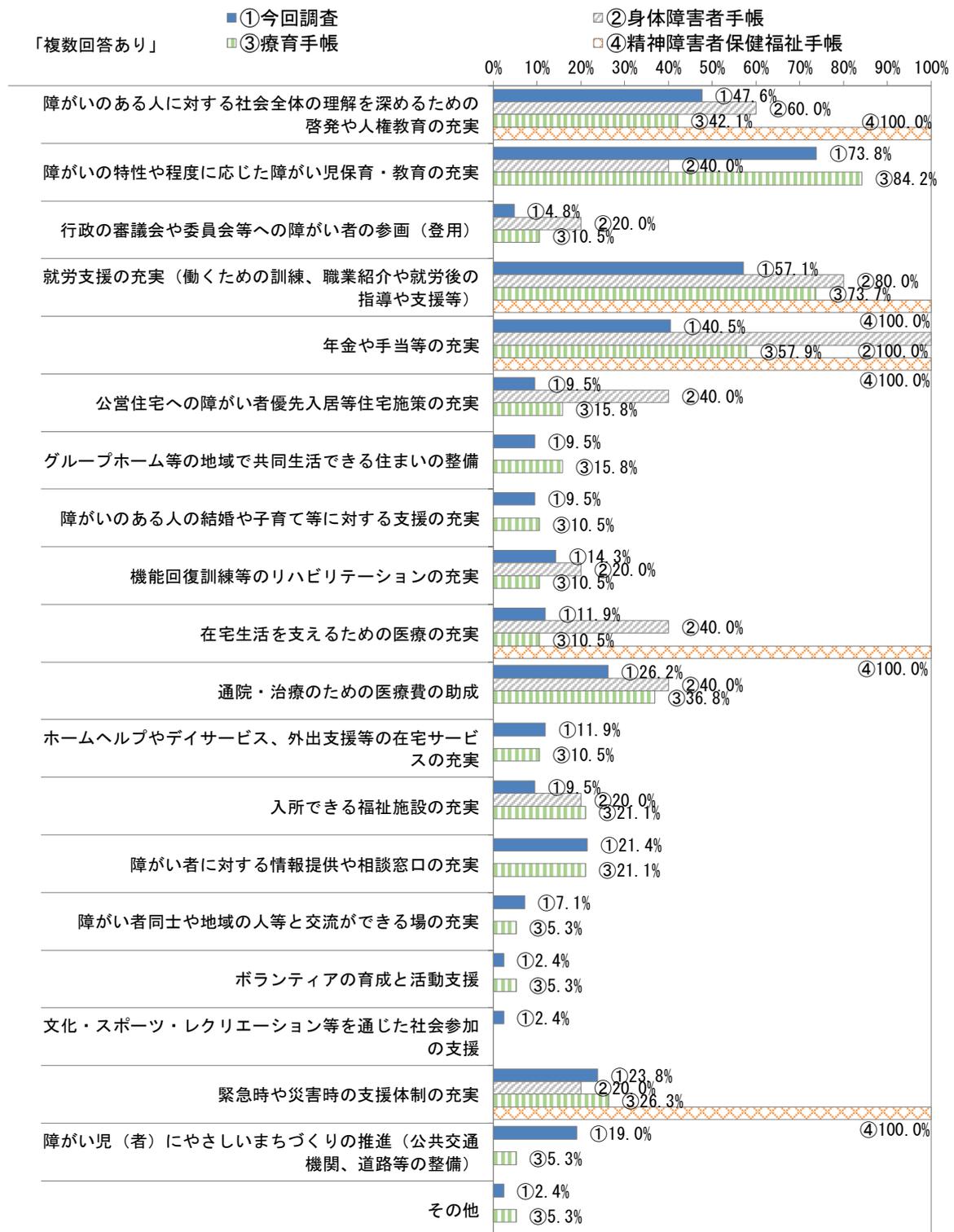


図 2-26 水俣市で充実を希望する施策について

# 第3章 障がい者計画

## 第1節 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本原則

本市が平成13(2001)年以来、実現を目指してきた「ユニバーサルコミュニティ(総合共生社会)の意味は、障害のある人とその家族が「一人の人間としてアイデンティティ(自己の存在意義)」を実感し、生きがいを感じ、家族や地域社会をはじめとするあらゆるヒト・モノ・コトとのふれあいを実感し、そして障がいの有無にかかわらず、水俣で暮らすすべての住民が「幸せ」を感じる地域社会を築いていくことです。

このことを踏まえ、本計画の上位計画である第3期水俣市地域福祉計画の基本理念と同じく、人と人のつながりを大切にし、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが健やかに生き生きと暮らせる地域共生社会を目指して、困っている人が安心して声を上げることができ、誰一人として取り残さないまちを目指します。

#### 基本理念

『みんなでつながり支えあい、いきいきと暮らせるまち水俣』

この基本理念から、次の4つの基本目標及び計画の方針のもと、総合的かつ計画的に実施します。

#### 基本目標1 「みんなでつながります」

方針① 障がいに対する理解と人権の尊重

方針② 自立した生活・意思決定の支援

#### 基本目標2 「みんなで支えあいます」

方針① 個性を伸ばす教育の充実

方針② 母子保健・健康づくりの充実

#### 基本目標3 「みんなでいきいきと暮らします」

方針① 雇用・就労及び経済的な自立支援

方針② 安心・安全に暮らせるまちづくり

#### 基本目標4 「みんなで参加します」

方針① 社会参加と生きがいづくり

## 2 せさく たいけい 施策の体系

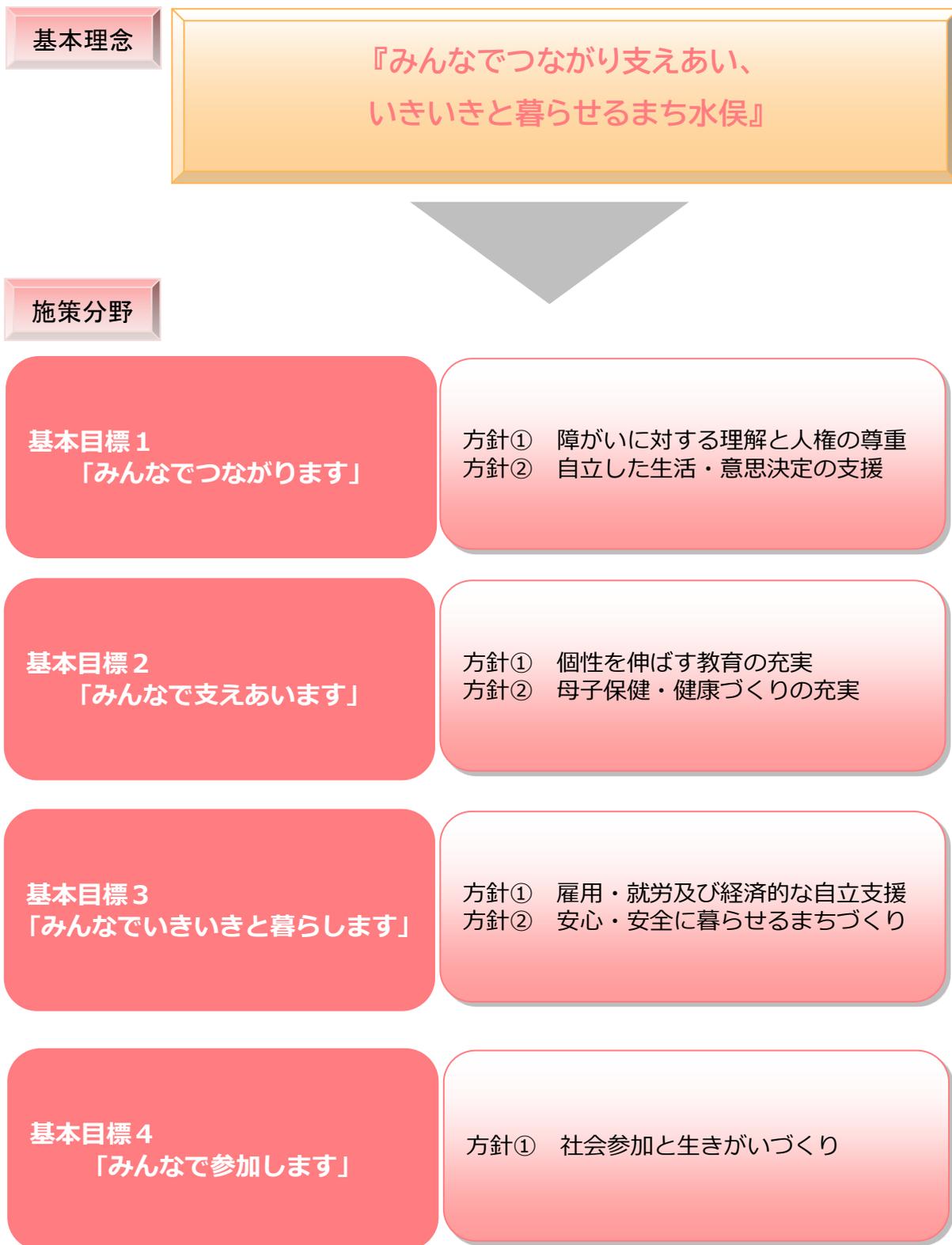


図 3-1 施策の体系

## 第2節 具体的取り組み内容

### 基本目標 1 「みんなでつながります」

#### 方針① 障がいに対する理解と人権の尊重

障がい者等が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動及び福祉教育・ボランティア活動を推進します。

また、障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等の障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

#### 1 障がいに対する理解の促進

##### 【現況と課題】

障がいの有無や程度にかかわらず、共に生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていく必要があります。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、様々な交流や体験等を通して、障がいに対する理解を深めるための福祉教育、啓発活動の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加促進を図るなど、障がいの有無にかかわらず、相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

#### ①理解促進・啓発の実施

施策の内容	担当課
インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成し、市民に対して啓発活動を実施します。	福祉課
地域活動やイベント等における交流を通じて、障がいに対する理解促進を図ります。	福祉課 経済観光課 企画課

## ② 福祉教育の推進 ふくしきょういく すいしん

施策の内容	担当課
児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、児童生徒を通じて家庭及び地域への啓発を目的に、障がい者等の福祉当事者をゲストティーチャーとして派遣します。また、実際に福祉の現場に出向き学ぶことで将来、福祉分野への担い手を育成していきます。	福祉課 教育総務課

## ③ 障がい者への情報提供 しょう しゃ じょうほうていきょう

施策の内容	担当課
障がい福祉制度全般についてまとめ、改正等の内容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。	福祉課

## ④ ボランティア活動の推進 かつどう すいしん

施策の内容	担当課
NPOや市民活動団体等へ活動活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。	福祉課
関係団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携して、地域の福祉を推進させる体制及びボランティア活動の充実に努めます。	福祉課

## 2 権利擁護の推進 けんりようご すいしん

### 【現況と課題】

平成 24 年には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障がい者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人による通報や自治体の相談窓口の整備が義務付けられています。平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、様々な場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者等に対する「合理的配慮」などが求められています。

また、障がい者等への配慮は一人ひとり異なることから、配慮をする側と配慮を求める側のどちらもその必要性を十分認識できるよう、理解の促進と啓発活動を継続していく必要があります。

本市においては、水俣・芦北圏域を一体とした取り組みを行うため、「第3期水俣市地域福祉計画」に「成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、関係機関と連携した権利擁護を推進していきます。

## ① 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とする差別<sup>さべつ</sup>の解消<sup>かいしょう</sup>の推進<sup>すいしん</sup>

施策の内容	担当課
ホームページ、広報紙等を活用した広報活動を実施し、市民の障がいに対する理解・関心が深まるよう、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。	福祉課
障害者雇用促進法に規定された雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。	福祉課

## ② 人権<sup>じんけん</sup>・権利<sup>けんり</sup>を擁護<sup>ようご</sup>するための仕組み<sup>しく</sup>づくり

施策の内容	担当課
水俣市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防止についての周知を図ります。	福祉課
障がい者施設等に対して、従事者の虐待防止に係る理解を深める取組や、虐待の早期発見・対応を図るための仕組みづくりを促進し、適切な対応がとれる体制の強化を図ります。	福祉課
弁護士による法律相談を月1回実施します。 人権擁護委員による人権相談を年2回実施します。	福祉課 市民課 総務課
福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。	福祉課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者等に対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行うとともに、事業を積極的に周知啓発します。	福祉課

市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために講演会等を開催します。	福祉課 生涯学習課
--	--------------

### ③ 成年後見制度の周知・普及

施策の内容	担当課
成年後見制度を周知啓発するとともに、成年後見制度に関する相談対応、法人後見の支援に取り組みます。	福祉課 いきいき健康課
市民後見人を周知啓発するとともに、市民後見人養成講座を実施します。また、修了者のうち市民後見人をめざす者についてはその活動を支援します。	福祉課 いきいき健康課
水俣市社会福祉協議会 権利擁護センターを中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークの強化を図り、成年後見制度を利用しやすい環境の整備を行います。	福祉課 いきいき健康課

### ④ 行政サービス等による配慮

施策の内容	担当課
合理的配慮の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮の提供事例、相談体制等について定める対応マニュアル等を作成し合理的な配慮を推進します。 また、総務課と連携し、合理的配慮の提供等について市職員を対象とした研修を実施し、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。	福祉課 総務課
選挙における配慮として、点字、音声による候補者情報が提供できる方法について検討します。	福祉課 選挙管理委員会
障がい特性に応じた行政情報の提供を行うとともに、政策形成過程等への参画ができる仕組み・機会の充実を図ります。	福祉課

ほうしん じりつ せいかつ い し けつてい しえん  
**方針② 自立した生活・意思決定の支援**

全ての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

1 そうだん しえんたいせい じゅうじつ  
**相談支援体制の充実**

**[現況と課題]**

本市では、障がい者等の一般的な相談支援を行うとともに、障がい者（児）虐待、差別解消、地域移行に係る相談支援について、指定相談支援事業者に委託しています。

アンケート調査から、相談窓口の認知や制度の理解が図られていない状況が伺え、情報のバリアフリー化を進め、障がいのある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要です。

今後においては、相談支援の充実を図るとともに、相談支援の充実を図るとともに、必要な時情報入手し、活用し、活用することができる体制づくりが求められています。

そうだん しえんたいせい じゅうじつ  
**①相談支援体制の充実**

施策の内容	担当課
障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。	福祉課 いきいき健康課
庁内において、自殺、引きこもりに関する連携会議を設立するなど、関係機関との連携・充実を図っていきます。	福祉課 いきいき健康課
障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課 いきいき健康課

一人ひとりの障がい特性に応じ、必要とされる支援に的確につなげるようにするため、研修等によりケアマネジメント力の質の向上を図ります。	福祉課
障がい者（児）を取り巻く複合的かつ複雑な課題を解決するため、地域包括支援センターなど、他の支援機関と協働して取り組むことにより、障がい者等を含む地域住民の様々な相談を包括的・重層的に受け止められる相談支援体制の整備に向け、関係機関と調整を図ります。	福祉課 いきいき健康課

## 2 コミュニケーションの支援の推進

### 【現況と課題】

障がいの有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするためには、障がい者等が様々な情報を容易に入手でき、また、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ることが重要です。

今後も、関係機関と連携し、それぞれの障がい特性や一人ひとりの状況等を踏まえ、きめ細かな情報提供を図るとともに、障がい者等のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図っていく必要があります。また、最新の情報通信技術を活用した情報提供・意思疎通の普及にも取り組んでいくことが必要です。

### ① 情報のバリアフリー化の推進

施策の内容	担当課
市の公式ホームページについて、誰でもわかりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、アクセスしやすいレイアウトに配慮します。	福祉課 総務課

### ② 情報・意思疎通の支援の充実

施策の内容	担当課
聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための手話奉仕員養成講座を開催します。	福祉課

インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成及び市民に対して啓発事業を実施します。	福祉課
--	-----

### 3 福祉サービス等の充実

#### 【現況と課題】

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神に係る 3 つの障がいの一元的な制度が確立されるとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がい者等が必要な障がい福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。その後、「障害者総合支援法」へと改正を重ねながら、きめ細やかな障がい者等の地域生活を支える仕組みとして充実が図られてきています。

障がい者等が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所等のサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

#### ①生活を支援するサービスの充実

施策の内容	担当課
屋外での移動が困難な障がい者について、個社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。	福祉課
視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。	福祉課
聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。	福祉課
障がい福祉サービスに加え、地域活動支援センターの利用を促進するなど、多様な日中活動の充実に努めます。	福祉課

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課
日常生活上の便宜を図るために重度障がい者等に給付する日常生活用具について、その利用を促進します。	福祉課
在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。	福祉課
特別障害者手当等の各種手当等の制度を広報紙やホームページ等により周知に努めます。	福祉課
障がいのある人の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホーム等の体験の機会、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備促進を図ります。	福祉課

## ② ちいきせいかつ いこうしえん 地域生活への移行支援

施策の内容	担当課
障がい者等が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障がい福祉サービスの利用を促進し、社会復帰を支援します。	福祉課
医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課 いきいき健康課

## ③ じゅうどしょう しゃどう しえん 重度障がい者等への支援

施策の内容	担当課
重度心身障害者医療費の助成、各種障がい福祉サービスの提供等により、重度障がい者等の日常生活及び社会生活の充実に資するよう努めます。	福祉課

かぞくとう たいするしえん じゅうじつ  
**④ 家族等に対する支援の充実**

施策の内容	担当課
一時的な休息のための預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	福祉課 いきいき健康課
介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。	福祉課 いきいき健康課

いりょうてき じ しえん たいせいきょうか  
**⑤ 医療的ケア児支援の体制強化**

施策の内容	担当課
医療的ケアが必要な障がい者（児）及びその家族が地域の中で安心して生活できるよう関係機関及び市が課題を共有し、連携の緊密化を図ります。	福祉課 いきいき健康課
医療的ケアが必要な障がい者（児）の受入可能な施設や、ライフステージに応じた支援体制の充実に努めます。	福祉課 いきいき健康課

## 基本目標 2 「みんなで支えあいます」

### 方針① 個性を伸ばす教育の充実

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

#### 1 早期療育・発達支援の充実

##### 【現況と課題】

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージに対応した関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

今後においては、各分野の関係者・関係機関の連携ネットワークの強化及び専門スタッフの資質向上を図り、早期から一人ひとりの個性やニーズに合った対応を行うとともに、保護者の不安に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

#### ① 障がいの発生及び早期発見

施策の内容	担当課
乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。	福祉課 いきいき健康課

#### ② 早期療育の充実

施策の内容	担当課
在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育の機能の充実を図ります。	福祉課 いきいき健康課

#### ③ 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

施策の内容	担当課
障がいを持つ児童が幼稚園、保育所へ入園、入所した場合、一般の児童とともに集団保育・生活を行うことで当該児童の心身の発達を促します。	福祉課 いきいき健康課

## 2 インクルーシブ<sup>きょういく すいしん</sup>教育の推進

### 【現況と課題】

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育（包容する教育制度）」の推進が求められています。

今後においては、インクルーシブ教育を推進するために、特別支援教育に携わる教職員や関係者、コーディネーターの指導力、資質向上を図るとともに、合理的配慮がなされた教育環境の整備や共生社会の形成に向けた地域住民の理解・協力を得ていくための取組を推進していく必要があります。

### ①<sup>がっこうきょういく じゅうじつ</sup>学校教育の充実

施策の内容	担当課
市教育委員会において、障がいの種類、程度等の判断について専門的立場から審議する機関として教育支援委員会を設置します。また、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられることができるように、就学先についての保護者への説明並びに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。	教育総務課
障がいに配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携等により、指導体制の強化を図ります。	教育総務課
各学校における特別支援教育の充実のために、各学校の特別支援教育担当者を対象に、専門家の講話や実践発表、研修会を開催することにより教職員の専門性を高めます。	教育総務課

### ②<sup>がっこうなど じゅうじつ</sup>学校等のバリアフリーの充実

施策の内容	担当課
市立小中学校において、発達障がい、肢体不自由等の障がいがある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員を活用します。	教育総務課

<p>学校等の公共施設の新築または改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。</p>	<p>教育総務課</p>
--	--------------

がっこうそつぎょうご たよう しんろ かくほ  
**③学校卒業後の多様な進路の確保**

<p>施策の内容</p>	<p>担当課</p>
<p>学校卒業予定の生徒について、生徒にあった就労体系について障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。</p>	<p>教育総務課 福祉課</p>

## ほうしん ② ぼ し ほけん けんこう じゅうじつ 方針② 母子保健・健康づくりの充実

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

### 1 ぼ し ほけんじぎょう じゅうじつ 母子保健事業の充実

#### 【現況と課題】

障がいや疾病の早期発見・早期療養につなげるとともに、母親の身体的安定・心理的安定のためには、妊娠、出産期からの切れ目のない包括的な支援が重要です。

現在、本市では1歳6か月、3歳児健診に加え、乳幼児健診、健康教室を実施し、母親同士のコミュニケーションの促進と障がい・疾病の早期発見に努めています。

今後においても、関係機関等と連携しながら、障がいの早期発見と母子の心身の健康を確保していくための体制強化を図っていく必要があります。

#### ① しょう はっせいおよ そうきはっけん 障がいの発生及び早期発見

施策の内容	担当課
乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。	いきいき健康課
生活習慣病の予防・早期発見を図るため各種健診の受診を促すための健康講座等を開催し、健康づくりの意識向上に結びつく取り組みを行います。	いきいき健康課
健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等による相談対応を行います。	いきいき健康課

## 2 <sup>けんこう</sup>健康づくりの充<sup>じゅうじつ</sup>実

### 【現況と課題】

一人ひとりの障がいの状態や環境等に応じて適切な健康管理を行っていくには、保健・医療における専門職等の連携が重要です。

現在、本市では、各種健康診査・検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげるとともに、健康教育・指導等を通じて、障がいの原因となる生活習慣病等の予防に努めています。

今後においても、水俣市健康増進計画及び食育推進計画に基づき、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「ライフステージに応じたところと体の健康づくり」、「個人の健康を支える社会環境整備」の実現に向けた取り組みが必要です。

### ① <sup>せいしんほけん</sup>精神保健・<sup>いりょう</sup>医療の<sup>せさく</sup>施策の<sup>すいしん</sup>推進

施策の内容	担当課
精神保健活動の推進のため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発及びこころの健康に関する相談機会の周知を行います。	福祉課
精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。	福祉課
医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課

### ② <sup>そうごうてき</sup>総合的な<sup>いりょう</sup>医療・<sup>じゅうじつ</sup>リハビリテーションの充<sup>じゅうじつ</sup>実

施策の内容	担当課
障がい者等が病気等の際に、適正な医療サービスの提供を行います。	総合医療センター
障がい者等が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、引き続き継続的にリハビリテーションに取り組めるように、広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用による社会復帰を支援します。	福祉課

ほけん いりょう ふくし れんけいきょうか  
 ③ **保健・医療・福祉の連携強化**

施策の内容	担当課
保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、活動の充実に努めます。	福祉課 いきいき健康課
水俣病被害者等に対する保健福祉サービスの情報提供及び水俣病被害者等の保健福祉に対するニーズの把握等を実施し、総合的な支援に取り組めます。	福祉課
難病患者に対する事業の円滑な実施や、水俣病保健福祉ネットワークの活動を通じ、地域の実情に合わせた事業の実施に努めます。	福祉課 いきいき健康課

## 基本目標 3 「みんなでいきいきと暮らします」

### 方針① 雇用・就労及び経済的な自立支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、障害年金の取得、経済的負担の軽減等による経済的自立を支援します。

#### 1 障がい者雇用の促進と就労支援の充実

##### 【現況と課題】

障がい者等が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが必要です。

障がい者等の雇用を促進するための制度として、トライアル雇用制度や職場適応を容易にするためのジョブコーチ支援があります。また、障がい者等の一般就労を支援する事業として、就労移行支援に加え、平成 30 年からは、就労定着支援が創設されました。

障がいがあってもその人の能力が最大限発揮され、経済的に自立した生活ができるよう、引き続き、障がい者等の積極的な雇用の促進を図るとともに、職場での理解や障がい特性に応じた働き方への配慮など就労環境の整備を促進していくことが必要です。

#### ① 就労支援の推進

施策の内容	担当課
国、県等による障がい者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。	福祉課
関係機関と連携し、企業等に対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障がい者雇用の一層の促進を図ります。	福祉課
サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練や就職後の定着支援の充実を図ります。	福祉課
トライアル雇用やジョブコーチ、職場適応訓練制度など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。	福祉課

## ②市における障がい者雇用の推進

施策の内容	担当課
障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、障がい者雇用の推進を図ります。	福祉課

## 2 福祉的就労の充実

### 【現況と課題】

障がいの程度や状態によって一般企業・事業所等での就労が困難な場合の就労の場として、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型・B型事業所及び生活介護、地域活動支援センターがあります。

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障がいの特性に応じた就労の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力により、福祉的就労における安定的な受託の確保及び販路拡大・販売促進に取り組み、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

### ①福祉的就労の場等の充実

施策の内容	担当課
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課
サービス事業所等と連携を図りながら、障がい特性に対応した就労の場や日中活動の場の確保・充実に努めます。	福祉課

## ② 障がい者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ

施策の内容	担当課
「水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、全庁的な利用を推進します。	福祉課

## 3 所得保障・経済的負担の軽減

### 【現況と課題】

障がいの状態や年齢等によって就労が困難な人や福祉的就労による工賃収入が十分でない場合も多く、自立した地域生活を送るためには、年金や各種手当等の所得保障が不可欠です。

本市では、国の制度に基づいた各種年金・手当等の支給し、経済的負担の軽減を図っています。今後においても、各種制度についてきめ細やかな周知に取り組むとともに、社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、生活水準の維持・向上のための各種助成制度の充実が求められています。

施策の内容	担当課
年金や諸手当の各種制度の周知及び支給を行います。	福祉課
医療や地域生活等にかかる費用の負担軽減を図るための給付等を行います。	福祉課

## ほうしん あんぜん あんしん く かんきょう 方針② 安全・安心に暮らせる環境づくり

防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる共生社会の実現を目指します。

### 1 ぼうさい ぼうはんたいさく きょうか 1 防災・防犯対策の強化

#### [現況と課題]

度重なる自然災害の経験から、災害時における障がい者の避難支援の重要性が喫緊の課題となっています。

今後においては、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制を構築し、避難所においても障がい特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができるよう、避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

また、防犯対策においては、障がい特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高く、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

### さいがいじ ひなん きゅうじょたいせいとう じゅうじつ ①災害時の避難・救助体制等の充実

施策の内容	担当課
災害時に自力では避難できない、または他の支援者の支援が必要である障がい者を「避難行動要支援者」として名簿を作成し、名簿情報の利用及び提供を行うことにより避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として、水俣市地域防災計画に定める「水俣市避難行動要支援者対策計画」に基づき、災害時の避難・救助体制等の充実を図ります。	福祉課 危機管理防災課
様々な災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応をするための準備をするとともに、障がい者等や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。	福祉課 危機管理防災課
障がい者等に配慮した避難所と医療・介護体制の確保に努めます。	福祉課 いきいき健康課 危機管理防災課

## ② 災害時の多様な情報伝達の実施

施策の内容	担当課
災害情報の伝達については、防災メール、防災行政無線、広報車等を活用し、様々な障がい特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。	危機管理防災課

## ③ 防犯教室等による啓発活動の実施

施策の内容	担当課
水俣市消費生活センター窓口において専門相談員による消費生活トラブル被害回復及び被害の未然防止のための消費生活相談を実施します。また、相談員による出前講座等を実施し、啓発を行います。	市民課
民生委員・児童委員や自治区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。	福祉課

## 2 感染症への対策

### 【現況と課題】

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらに対する体制整備が求められています。感染症に対する備えについては、日頃から事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

施策の内容	担当課
事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を支援します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備、さらに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促します。	福祉課 いきいき健康課

### 3 バリアフリーの<sup>すいしん</sup>推進

#### 【現況と課題】

誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリアを取り除く、バリアフリーの推進が求められています。

本市では、各種法令や計画に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化の計画的な整備を推進しています。

今後においても、障がい者等もない人も誰もが住みやすいまちづくりのため、ハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、障がいに対する理解を深め、困った人を見かけた際の声かけや配慮をすることにより社会的バリアを除去する「心のバリアフリー」の促進を図ります。

#### ① <sup>ふくしかんきょうせいび</sup> <sup>そくしん</sup>福祉環境整備の促進

施策の内容	担当課
公共施設の新築又は改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。	都市計画課
水俣市における高齢者・障がい者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例に基づき、歩道の段差や勾配など通行に支障となっている箇所改良及び視覚障がい者誘導ブロックが必要な箇所への整備等を行います。	都市計画課
NPOや市民活動団体等へ活動領域の活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。	福祉課

#### ② <sup>じゅうたく</sup> <sup>じゅうかんきょう</sup> <sup>せいびすいしん</sup>住宅・住環境の整備推進

施策の内容	担当課
公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。	都市計画課
重度の身体障がい者等及び重度の知的障がい者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、在宅での自立促進、及び介護者の負担軽減を図ります。	福祉課

## 基本目標 4 「みんなで参加します」

### 方針① 社会参加と生きがいの促進

#### 1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

##### 【現況と課題】

地域共生社会の実現には、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化・スポーツ活動その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を確保していく必要があります。

文化・スポーツ活動等にふれる機会の拡充を図り、障がい者等の文化・スポーツ活動等のきっかけづくりや多様な交流機会の創出に努めるとともに、当事者団体等の主体的な活動を支援し、活動を通じた仲間づくり、居場所づくりを図っていく必要があります。

#### ①スポーツ、文化芸術活動の振興

施策の内容	担当課
障がい者等の体力向上及び障がい者スポーツの普及を図るため障がい者スポレク大会への参加を促します。	福祉課
関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。	福祉課
障がい特性に応じた適切な指導ができる指導者の育成・確保に努めます。	福祉課

#### 2 外出支援・移動手段の確保・充実

##### 【現況と課題】

障がい者等が積極的に社会参加していくためには、一人ひとりの障がいの状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。

今後においても、障がい特性に応じた外出・移動支援の充実に向けて、提供事業者の確保に努めるとともに、多様な手段により安心して移動できる地域公共交通網を構築していく必要があります。

施策の内容	担当課
屋外での移動が困難な障がい者について、個社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。（再掲）	福祉課
視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。（再掲）	福祉課
聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。（再掲）	福祉課

# 第4章 第6期水俣市障がい福祉計画・第2期水俣市障がい児福祉計画

## 第1節 基本的理念

第6期水俣市障がい福祉計画及び第2期水俣市障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げ点を基本的理念とします。

### 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体であることを基本とし、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障がい福祉サービスの活用を促します。

### 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、

包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

## しょう じ すこ いくせい はったつしえん 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方に基づき、地域社会への参加を推進します。

人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

## しょう ふくしじんざい かくほ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

## しょう しゃ しゃかいさんか ささ とりくみ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 第2節 国の指針に基づいた令和5年度の数値目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者を基準として、令和5年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

#### [国の基本指針]

- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

#### 【数値目標】

項目	数値	数値内容
令和元（2019）年度末時点の施設入所者	71人	令和元（2019）年度末時点において障害者支援施設に入所している障がい者の人数
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (7.0%)	国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者(71人)の6%以上が、地域生活に移行することを目指す。
【目標値】 削減見込	2人 (2.8%)	国の基本指針に基づき、令和5年度末の施設入所者を、令和元年度末時点の施設入所者(71人)から1.6%以上減少することを目指す。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

### 【活動指標】

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定。
【活動指標②】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標③】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標④】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	16人	16人	17人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標⑤】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	2人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定

### 3 ちいせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりなど）強化に取り組み、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を図ります。

障がい者やその家族が安心して生活できるための拠点としての機能充実を図るとともに、運用状況について検証を行います。

#### [国の基本指針]

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

#### 【数値目標】

項目	数値	数値内容
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	国の基本指針に基づき設定。市での設置を基本とするが、単独では有し得ない機能を圏域で補完する

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて令和5年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数と事業所ごとの就労移行率にかかる目標値のほか、就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率も設定します。

### [国の基本指針]

- 一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業の利用を目指す。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

### 【数値目標】

項目	数値	数値内容
【目標値】 一般就労への移行者数	3人	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備などを推進するため、重層的な地域支援体制の構築と重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する目標値として、「児童発達支援センターの設置」「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数」に関する目標を設定します。また、令和5年度末までに、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」に関する目標を設定します。

### 【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

### 【成果目標】

項目	数値	数値内容
【目標値】 児童発達支援センターの設置	2箇所	水俣市内又は水俣・芦北圏域での設置 (光明童園・くまもと芦北療育医療センター)
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2箇所	水俣市内又は水俣・芦北圏域での設置 (光明童園・くまもと芦北療育医療センター)
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	水俣市内又は水俣・芦北圏域での設置 (光明童園・くまもと芦北療育医療センター)
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	水俣・芦北圏域での設置
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	2人	

## 6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図っていくこととしています。

### 【活動指標】

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
<b>【活動指標①】</b> ※ペアレントトレーニングや※ペアレントプログラム等の支援プログラムなどの受講者数	2人	2人	2人	ペアレントプログラムと発達セミナーの受講者数
<b>【活動指標②】</b> ※ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込み
<b>【活動指標③】</b> ※ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がい者等の人数を勘案し、人数の見込み

- ※ ペアレントトレーニング:発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。
- ※ ペアレントプログラム:育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
- ※ ペアレントメンター:自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
- ※ ピアサポート:「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

## 7 そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

### 【国の基本指針】

- 市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

### 【活動指標】

項目	指標			数値内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援 実施有無	有	有	有	水俣・芦北圏域で実施総合的・専門的な相談業務の実施
【活動指標②】 相談支援事業所への訪問 による指導・助言等を通じた 人材育成の支援	4回	4回	4回	水俣市内の相談支援事業所等への訪問による状況把握、及び指導、助言等の回数
【活動指標③】 地域の相談機関との連携 強化の取組を実施	4回	4回	4回	相談支援部会の実施

## 8 しょう ふうし とう しつ こうじょう はか とりくみ かか たいせい 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制 の構築こうちく

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用により、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

### [国の基本指針]

- 障がい福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築

### 【活動指標】

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

第3節 水俣市における障がい福祉サービス量の見込み

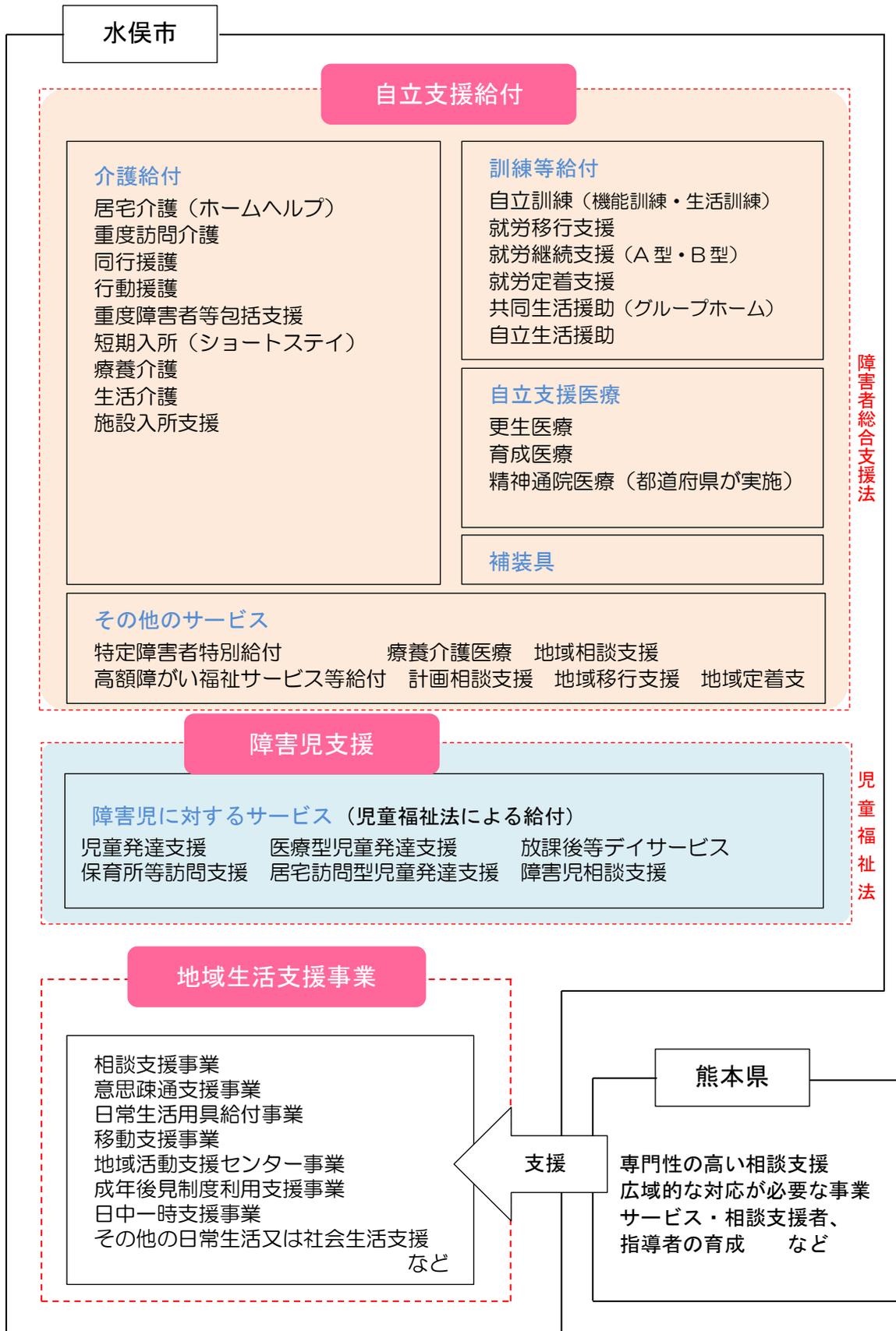


図 4-1 水俣市における障がい福祉サービス体系

# 1 訪問系サービス

## ① 居宅介護（ホームヘルプ）

### [サービスの内容]

障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績、障がい者等のニーズ等を勘案し増加傾向で算出、サービス量は1人当たりの月平均15時間を利用人数に乘じました。

表 4-1 居宅介護（ホームヘルプ）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	40	42	46	47	50	52
サービス量(延べ利用時間/月)	602	617	696	705	750	780

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

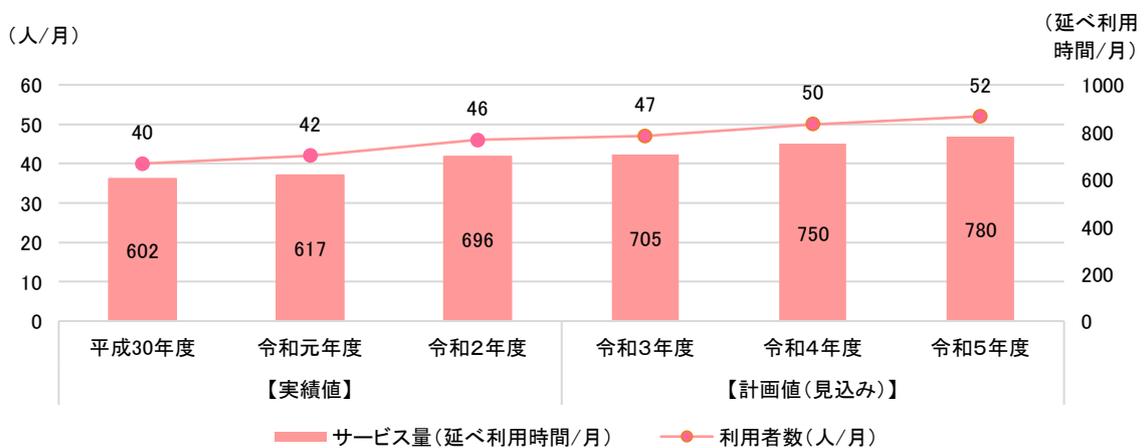


図 4-2 居宅介護（ホームヘルプ）の見込み量

## ② じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

### [サービスの内容]

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績、障がい者等のニーズ等を勘案し算出、令和3年度から利用者数を2人見込み、サービス量は月当たり390時間としました。

表 4-2 重度訪問介護の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	2	2	2	3	3	3
サービス量(延べ利用時間/月)	788	780	772	1,170	1,170	1,170

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

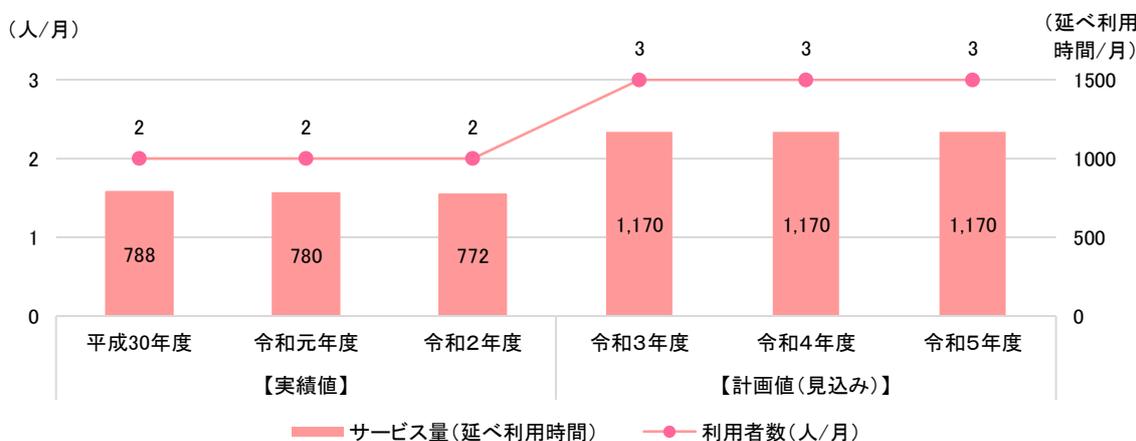


図 4-3 重度訪問介護の見込み量

### ③ どうこうえんご 同行援護

#### [サービスの内容]

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績、障がい者等のニーズ等を勘案し算出、令和3年度から利用者数を4人見込み、サービス量は月当たり7時間としました。

表 4-3 同行援護の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	3	3	3	4	4	4
サービス量(延べ利用時間/月)	18	18	23	28	28	28

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

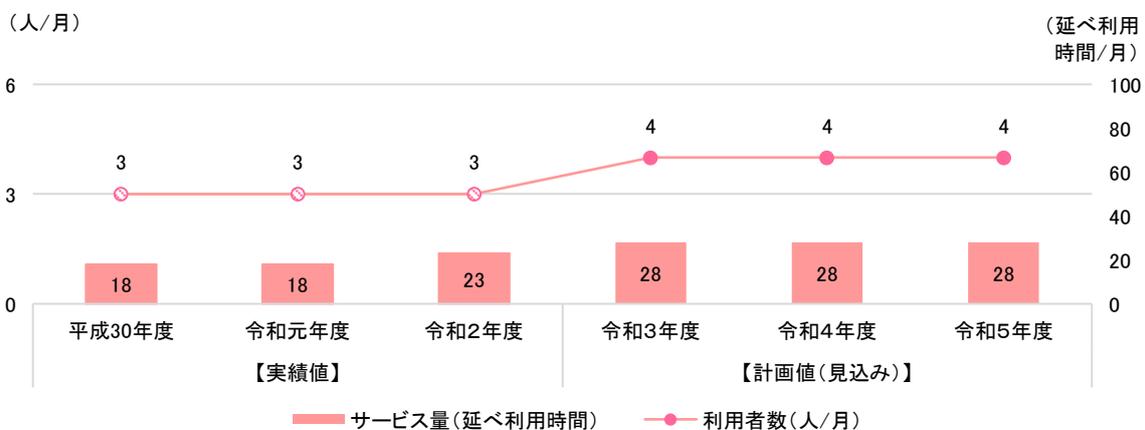


図 4-4 同行援護の見込み量

#### ④ こうどうえんご 行動援護

##### [サービスの内容]

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

##### [計画の見込み量における推計方法]

現在の利用実績はありません。今後も計画期間中における利用者数及びサービス量は、見込んでいません。

#### ⑤ じゅうどしやうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

##### [サービスの内容]

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

##### [計画の見込み量における推計方法]

現在の利用実績はありません。今後も計画期間中における利用者数及びサービス量は、見込んでいません。

### [訪問系サービスの今後の方向性と見込み量確保のための方策]

- ・障がい種別にかかわらず個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。
- ・地域生活への移行を推進する観点から、民間事業者の積極的な新規参入等を促し、サービス供給体制の拡充を図ります。
- ・各事業所相互の情報交換及び事業所に対して障がい福祉サービス提供に関する指導や支援を行い、ヘルパー等に対する専門的人材の確保と質の向上を図ります。

## 2 <sup>にちゅうかつどうけい</sup> 日中活動系サービス

### ① <sup>せいかつかいご</sup> 生活介護

#### [サービスの内容]

常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じました。

表 4-4 生活介護の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	127	130	136	140	145	149
サービス量(延べ利用日数/月)	2,302	2,348	2,541	2,660	2,755	2,831

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

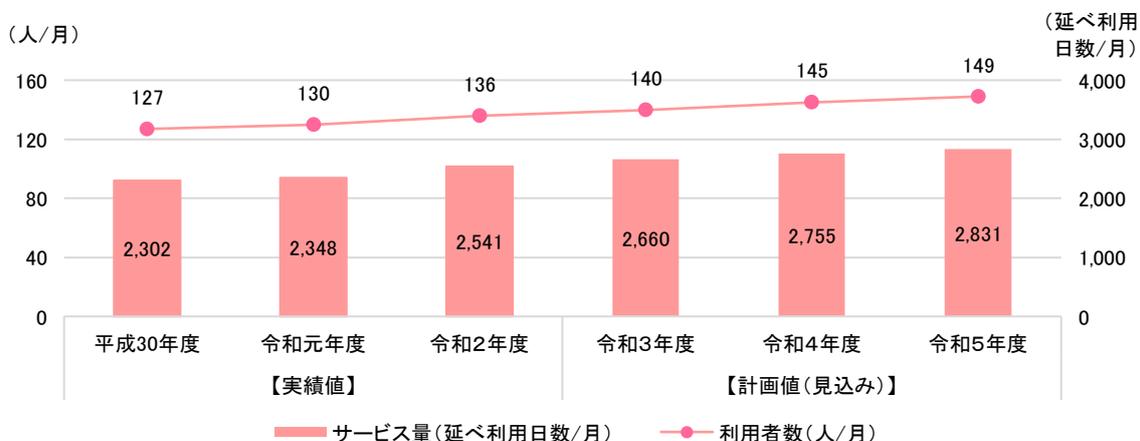


図 4-5 生活介護の見込み量

## ② 自立訓練（機能訓練）

### [サービスの内容]

自立訓練（機能訓練）は、病院や施設を退院・退所した身体障がい者や難病等対象者などの人で、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績はありませんでしたが、令和3年度から利用者数を1人見込み、サービス量は月当たり12日としました。

表 4-5 自立訓練（機能訓練）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	12	12	12

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

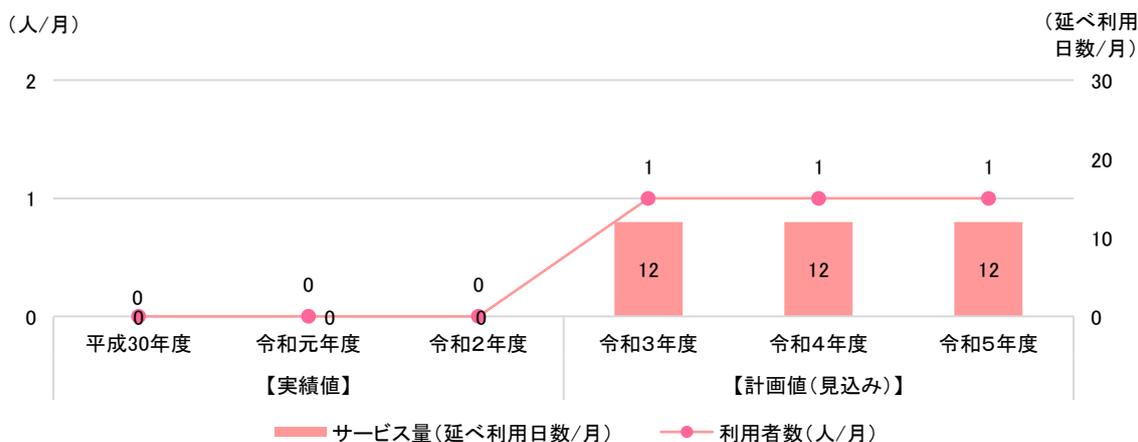


図 4-6 自立訓練（機能訓練）の見込み量

### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### [サービスの内容]

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人などの中で、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と利用量の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均17日を利用者数に乘じました。

表 4-6 自立訓練（生活訓練）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	4	7	8	10	12	14
サービス量(延べ利用日数/月)	78	119	121	176	210	244

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

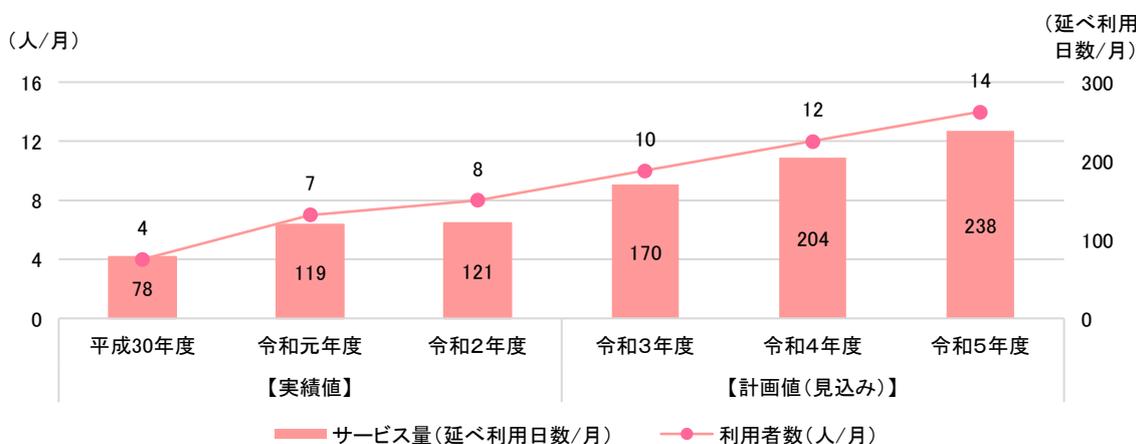


図 4-7 自立訓練（生活訓練）の見込み量

## ④ しゅうろういこうしえん 就労移行支援

### [サービスの内容]

就労移行支援は、就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、これまでの利用実績を踏まえ設定、サービス量は1人当たりの月平均20日を利用者数に乘じました。

表 4-7 就労移行支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	3	3	4	5	6	7
サービス量(延べ利用日数/月)	61	58	79	100	120	140

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

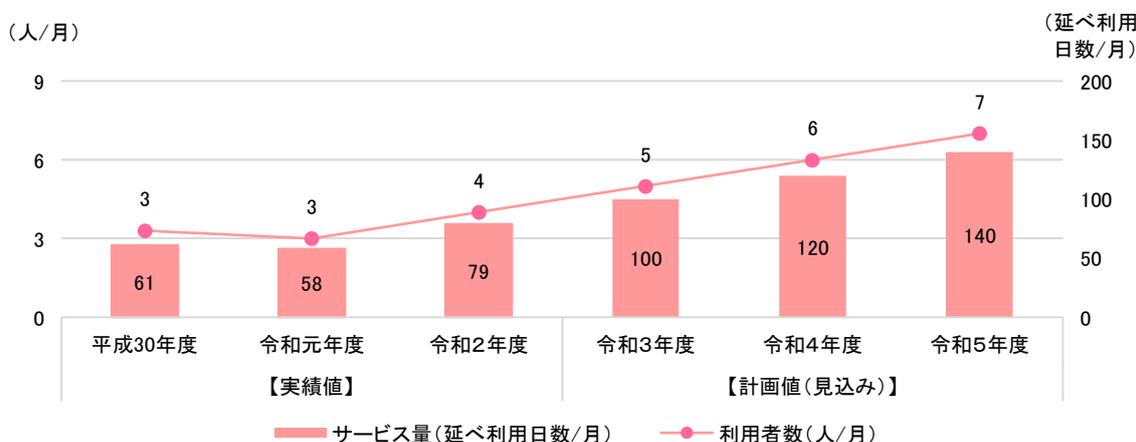


図 4-8 就労移行支援の見込み量

⑤ <sup>しゅうろうけいぞくしえん</sup>就労継続支援 <sup>がた</sup>(A型)

[サービスの内容]

就労継続支援（A型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績は減少傾向にありますが、障がい者等のニーズを勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均21日を利用者数に乘じました。

表 4-8 就労継続支援（A型）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	62	53	57	60	63	66
サービス量(延べ利用日数/月)	1,281	1,114	1,159	1,260	1,323	1,386

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

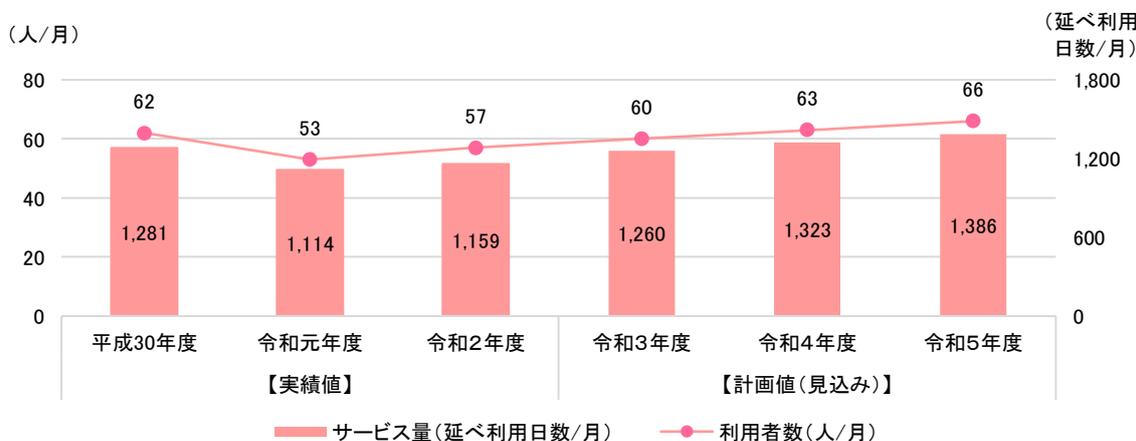


図 4-9 就労継続支援（A型）の見込み量

## ⑥ しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型) がた

### [サービスの内容]

就労継続支援 (B型) は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 (B型) の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び障がい者等のニーズを勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均18日を利用者数に乘じました。

表 4-9 就労継続支援 (B型) の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	137	158	131	140	145	150
サービス量(延べ利用日数/月)	2,461	2,825	2,373	2,520	2,610	2,700

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

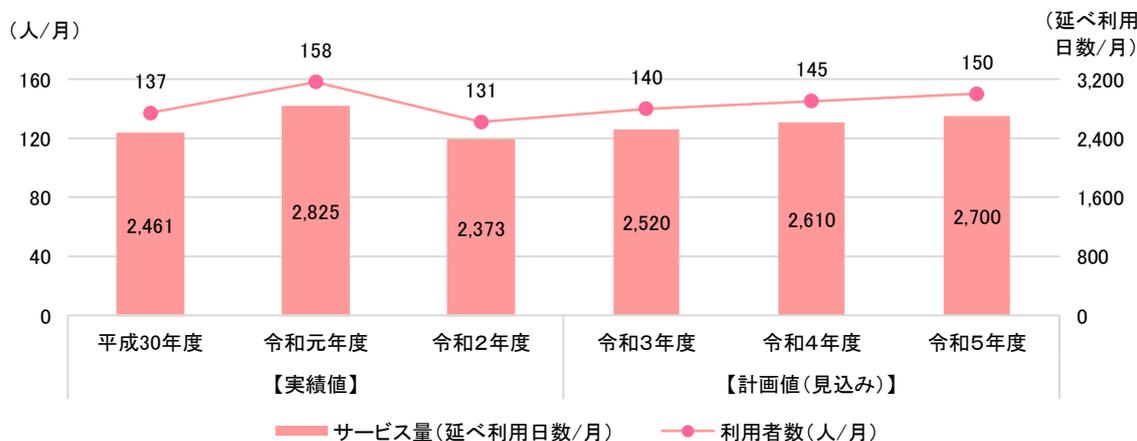


図 4-10 就労継続支援 (B型) の見込み量

⑦ <sup>しゅうろうていちゃくしえん</sup> 就労定着支援

[サービスの内容]

一般就労した障がい者との相談を通じて就労継続に係る課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

これまで利用実績はありませんが、令和5年度の見込みを3人としました。

表 4-10 就労定着支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	3	3	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値



図 4-11 就労定着支援の見込み量

## ⑧ りょうようかいご 療養介護

### [サービスの内容]

療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び障がい者等のニーズを勘案し増加平均による算出、令和5年度の利用者数を71人と設定しました。

表 4-11 療養介護の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	37	34	52	56	64	71

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

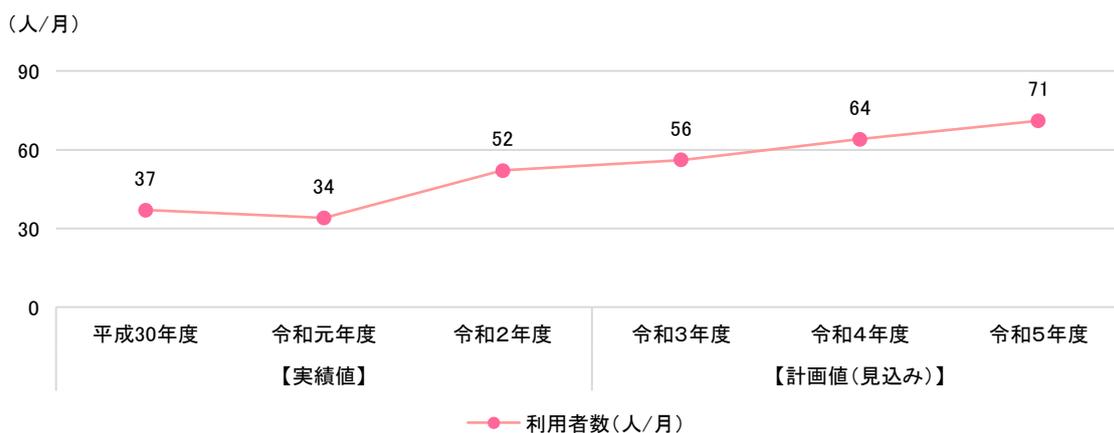


図 4-12 療養介護の見込み量

⑨ たんにきにゆうしよ ふくしがた 短期入所（福祉型）

[サービスの内容]

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者等を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び障がい者等のニーズを勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均9日を利用者数に乘じました。

表 4-12 短期入所（福祉型）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	19	16	14	22	23	24
サービス量(延べ利用日数/月)	182	146	168	198	207	216

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

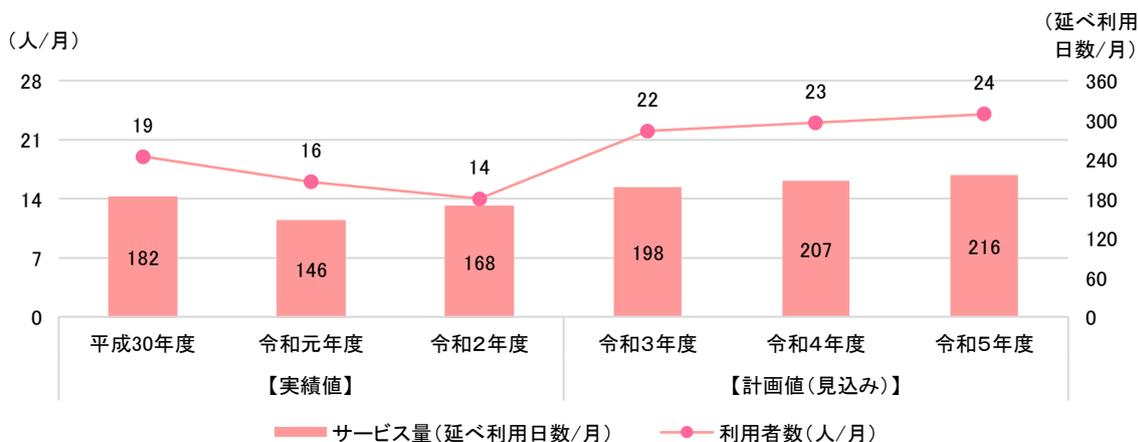


図 4-13 短期入所（福祉型）の見込み量

⑨ <sup>たんにきゅうしよ</sup>短期入所 <sup>いりょうがた</sup>(医療型)

[サービスの内容]

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、直近3か年の最大値を見込み、サービス量は1人当たりの月平均7日を利用者数に乘じました。

表 4-13 短期入所（医療型）の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	1	1	2	2	3	3
サービス量(延べ利用日数/月)	7	7	14	14	21	21

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

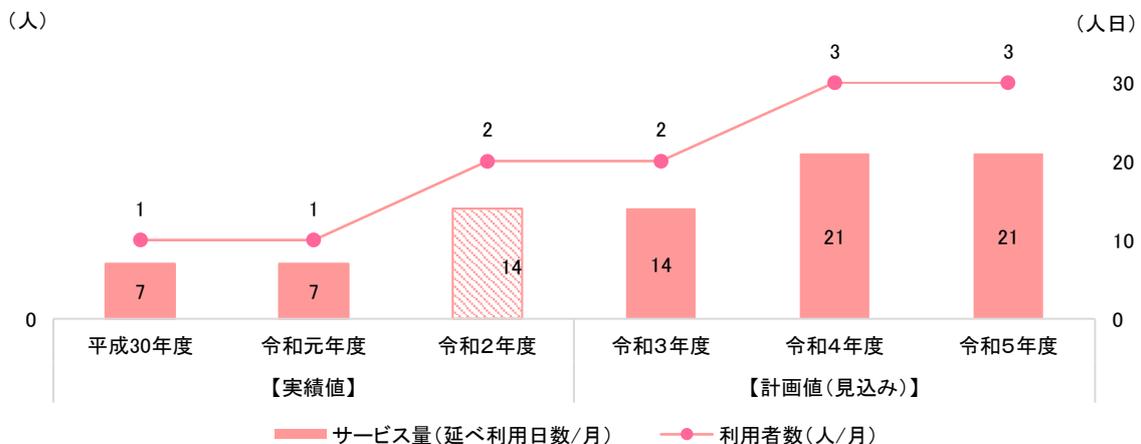


図 4-14 短期入所（医療型）の見込み量

### 〔日中活動系サービスの今後の方向性と見込み量確保のための方策〕

- ・ 住み慣れた地域で利用者が安心して生活や就労ができるように、各地域の状況等を把握し、サービス向上に努め、サービス利用希望者に事業者情報を提供します。また、各事業所の安定的な運営が確保されよう、国に対する働きかけを行います。
- ・ 就労移行支援及び就労継続支援については、一般就労への移行を推進する観点から、福祉、教育、労働関係機関・団体等によるネットワーク（就労支援ネットワーク）などを活用して、就労移行支援事業所等の積極的な取組みを支援し、福祉的就労の促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう推進します。
- ・ 公共機関においては、障がい者の経済的自立を進める観点から、契約業務での優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- ・ 授産製品の開発・販路拡大に取組み、就労継続支援事業所の利用者の工賃引き上げを目指します。
- ・ 就労定着支援については、障がい者の就労の場を確保する必要があり、水俣・芦北自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進します。

### 3 <sup>きよじゅうけい</sup> 居住系サービス

#### ① <sup>じりつせいかつえんじよ</sup> 自立生活援助

##### [サービスの内容]

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

##### [計画の見込み量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1人見込みました。

表 4-14 自立生活援助の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

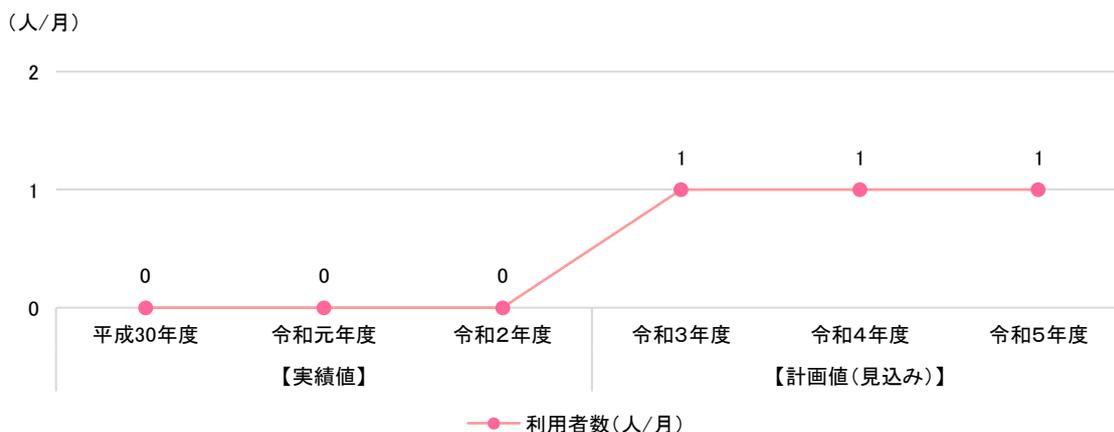


図 4-15 自立生活援助の見込み量

きょうどうせいかつえんじょ  
② 共同生活援助

[サービスの内容]

共同生活援助は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し増加平均による算出、令和5年度の見込みを56人としました。

表 4-15 共同生活援助の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	51	55	52	54	55	56

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

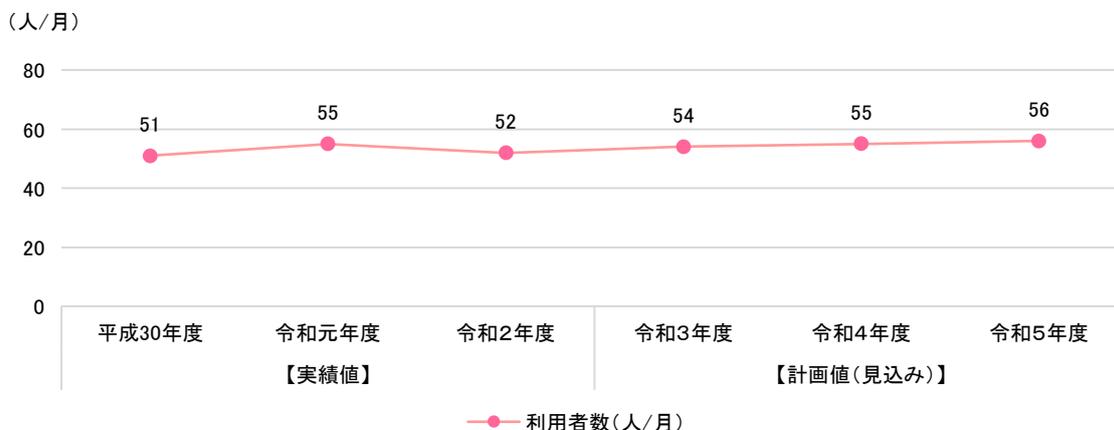


図 4-16 共同生活援助の見込み量

### ③ 施設入所支援 しせつにゆうしょしえん

#### [サービスの内容]

施設入所支援は、施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行者数を控除したうえで、グループホームなどでの対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、福祉施設入所者の地域生活への移行を勘案し、令和5年度の利用者数を69人としました。

表 4-16 施設入所支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	70	71	80	71	70	69

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

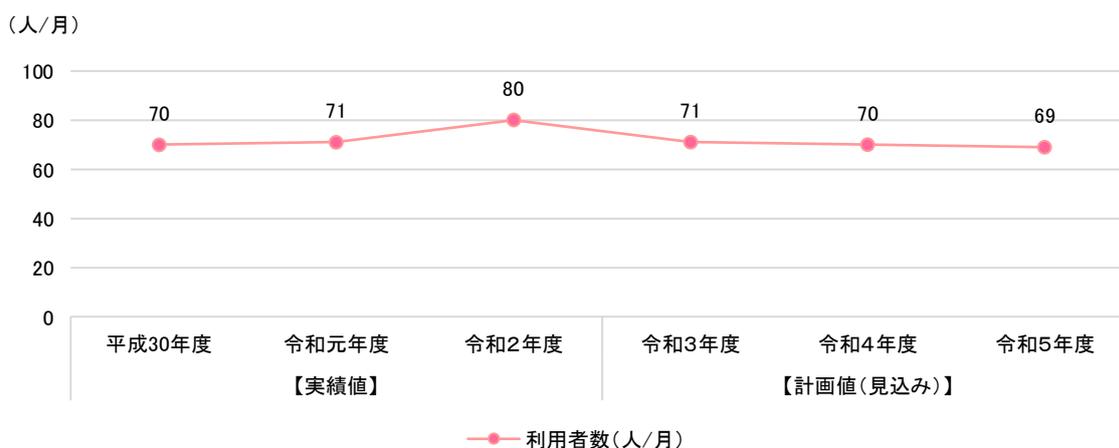


図 4-17 施設入所支援の見込み量

### [居住系サービスの今後の方向性と見込み量確保のための方策]

- ・共同生活援助（グループホーム）については、利用障がい者の地域での生活の場として整備が進められているが、住み慣れた地域で暮らし続けるように、希望者等を把握し、支援の充実を図ります。
- ・施設や医療機関からの地域移行については、共同生活援助（グループホーム）等施設の確保が必要となるため、地域の理解を深めながら、国に対し、安定的な運営が可能な報酬水準の確保を要望するとともに、事業者の新規参入を促進するため、国等の基盤整備費補助金等の積極的な活用と併せて、市民の障がい者福祉に関する関心と理解を一層深めるための啓発活動に取り組みます。
- ・自立生活援助については、障がい者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう関係事業所と連携を進め、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

## 4 そうだんしえん 相談支援

### ① けいかくそうだんしえん 計画相談支援

#### [サービスの内容]

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

障がい福祉サービスと地域相談支援の利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向を勘案し増加平均による算出、令和5年度の見込みを120人としました。

表 4-16 計画相談支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	64	80	91	100	110	120

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

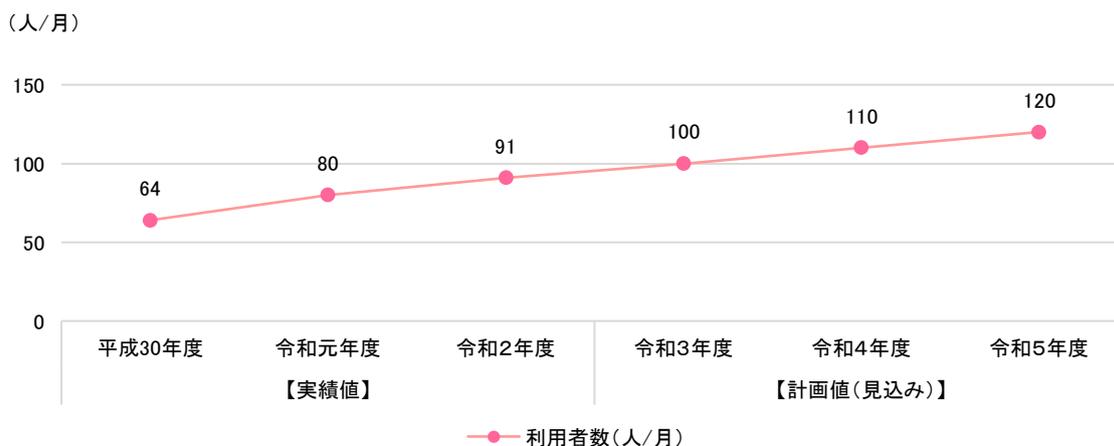


図 4-17 計画相談支援の見込み量

## ② ちいきいこうしえん 地域移行支援

### [サービスの内容]

地域移行支援は、入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

これまでの利用実績は令和元年度の1人だけですが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるように、令和3年度から利用者数を1人見込みました。

表 4-17 地域移行支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	1	0	1	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

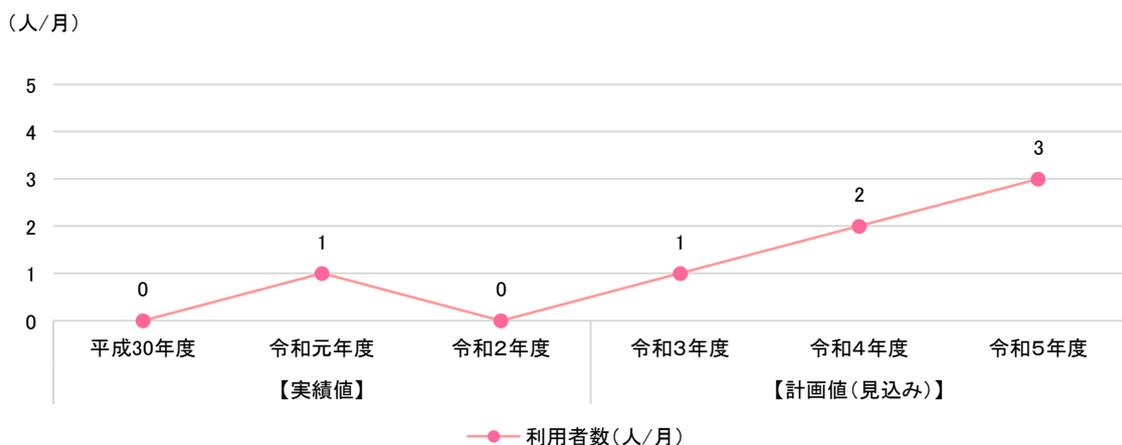


図 4-18 地域移行支援の見込み量

### ③ ちいきていちゃくしえん 地域定着支援

#### [サービスの内容]

地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定する。

#### [計画の見込み量における推計方法]

これまでの利用実績は令和元年度の1人ですが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるように、令和3年度から利用者数を1人見込みました。

表 4-18 地域定着支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	1	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

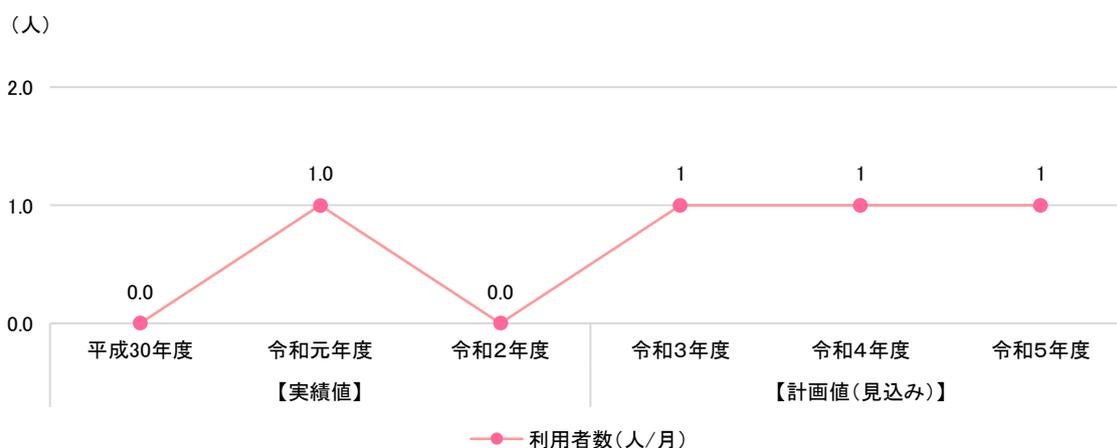


図 4-19 地域定着支援の見込み量

### [相談支援の今後の方向性と見込み量確保のための方策]

- ・相談支援については、各相談支援事業所等を中心にきめ細やかな相談体制を作り、必要なサービスの円滑な利用を促進しながら、多様な相談ニーズに対応するため、水俣・芦北自立支援協議会において、個別支援会議を実施しスキルアップを図るなど、協働支援体制づくりに努めます。
- ・退院された精神障がい者の地域生活定着には、適切な医療を受けることが不可欠であるため、精神科病院等と十分に連携しながら、相談支援に取り組んでいきます。
- ・障がい者等や家族が気軽に相談ができるように、情報発信や啓発に努めます。

## 5 しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

### ① じどうはったつしえん 児童発達支援

#### [サービスの内容]

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績、障がい児の急激な増加や利用ニーズ等を勘案し算出、サービス量は最近の急激な増加にあたり、人口減少に伴う利用者数の推移及び今後の利用方法の見直しを図ることを勘案し、令和2年度の実績と同等としました。

表 4-19 児童発達支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	45	46	65	65	65	65
サービス量(延べ利用日数/月)	119	138	270	270	270	270

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

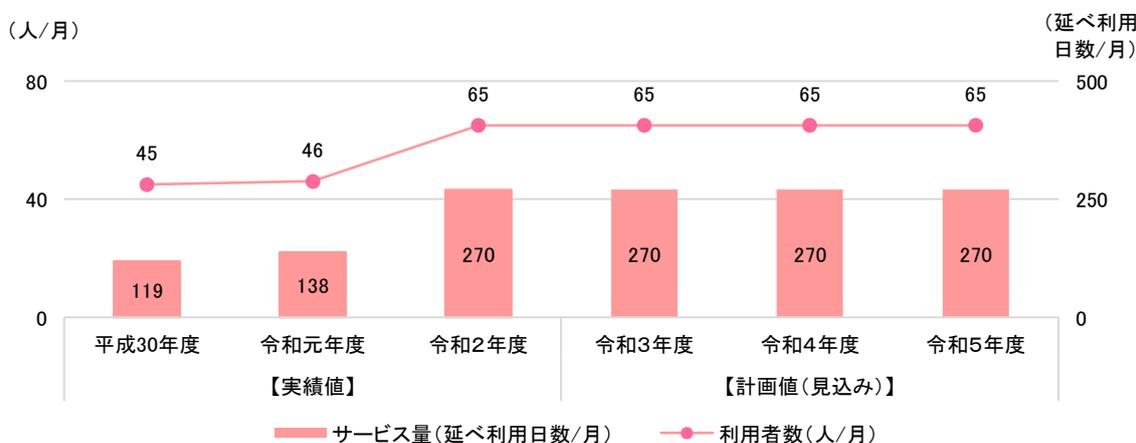


図 4-20 児童発達支援の見込み量

② いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援

[サービスの内容]

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、地域における児童の数の推移等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、前回計画同様、令和3年度から利用者数を1人見込みました。

表 4-20 医療型児童発達支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	5	5	5

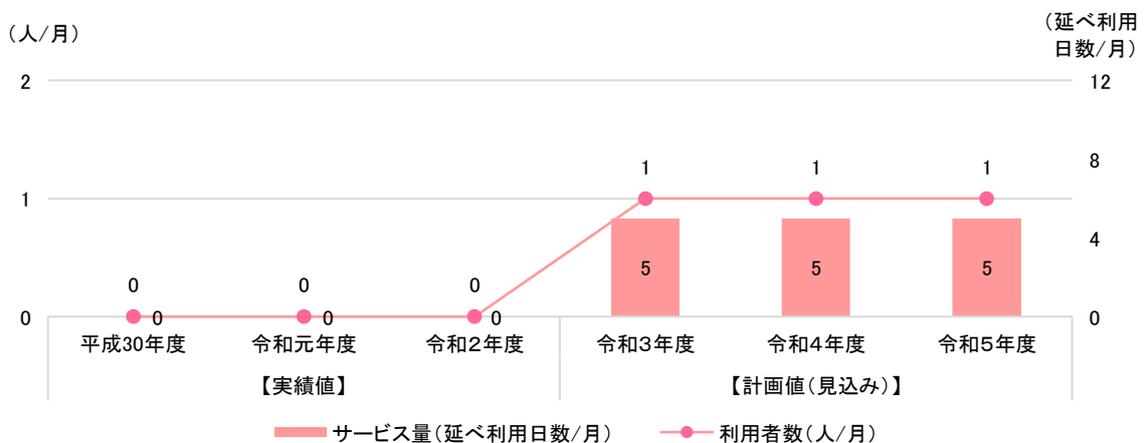


図 4-21 医療型児童発達支援の見込み量

### ③ ほうかごとう 放課後等デイサービス

#### [サービスの内容]

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所などでの障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び地域における児童の数の推移、事業所参入意向等を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均5日を利用者数に乘じました。

表 4-21 放課後等デイサービスの見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	60	74	74	82	89	95
サービス量(延べ利用日数/月)	422	494	456	574	620	665

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

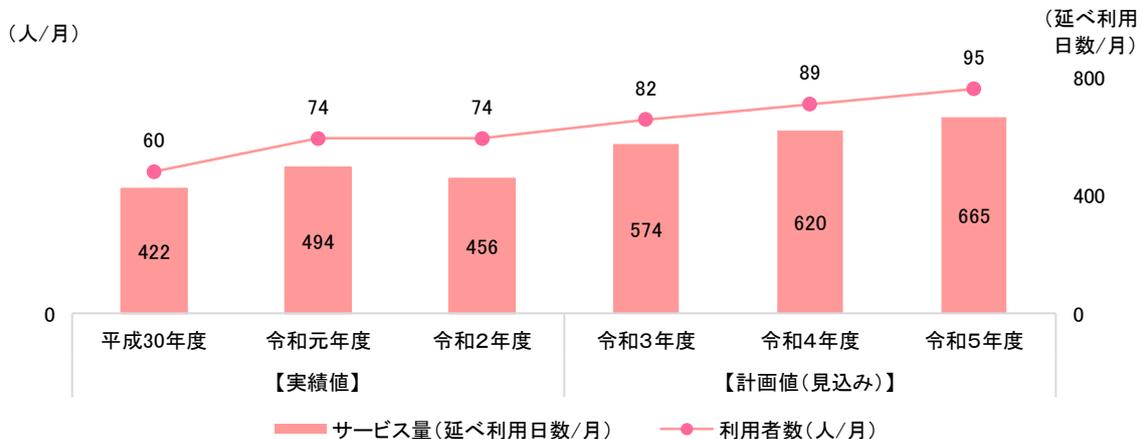


図 4-22 放課後等デイサービスの見込み量

④ ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援

[サービスの内容]

保育園、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所などでの障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績傾向及び障がい児等のニーズ等を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均1日を利用者数に乘じました。

表 4-22 保育所等訪問支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	2	2	1	2	3	4
サービス量(延べ利用日数/月)	2	2	1	2	3	4

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

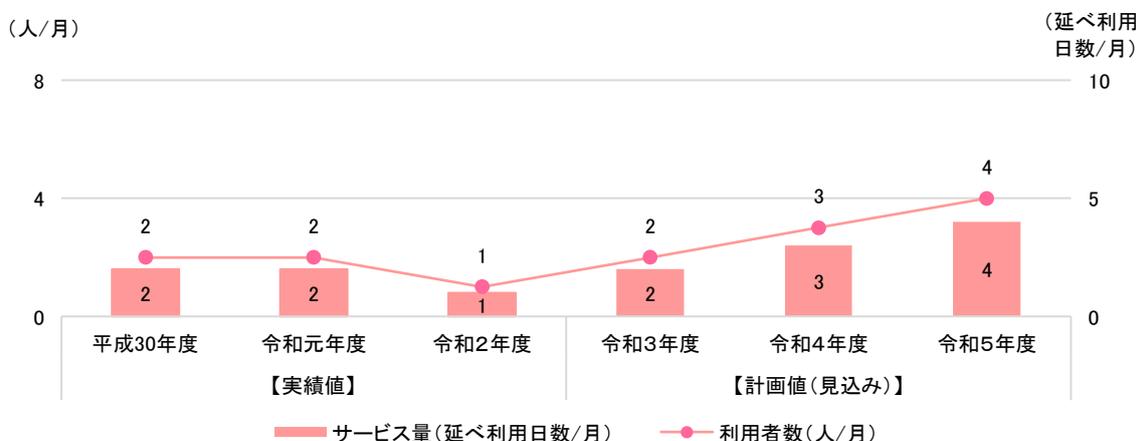


図 4-23 保育所等訪問支援の見込み量

きょたくほうもんがたじ どうはつたつしえん  
**⑤ 居宅訪問型児童発達支援**

[サービスの内容]

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

[必要量見込に関する国の基本指針]

地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

[計画の見込み量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、医療的ケア児のニーズ等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、前回計画同様、令和3年度から利用者数を1人見込みました。

表 4-23 居宅訪問型児童発達支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	2	2	2

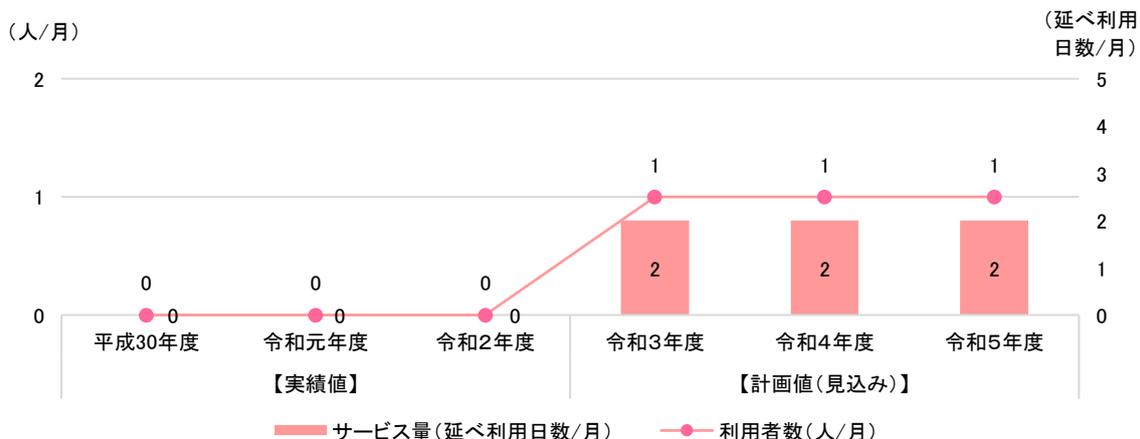


図 4-24 居宅訪問型児童発達支援の見込み量

### [障害者通所支援の今後の方向性と見込み量確保のための方策]

- ・障がい児一人ひとりのニーズに応じた障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、障がいのある子どもの適正に応じたサービスの利用促進に努めます。
- ・障がい児のライフステージに合わせて、地域の医療・保健・保育・教育等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築に努めます。
- ・医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、圏域内での支援体制の整備を図ります。

## 6 しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

### ① しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

#### [サービスの内容]

障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

#### [計画の見込み量における推計方法]

利用者数は、利用実績は減少傾向にありますが、障がい者等のニーズを勘案し増加平均による算出、令和5年度の見込みを46人としました。

表 4-24 障害児相談支援の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	26	29	34	38	42	46

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

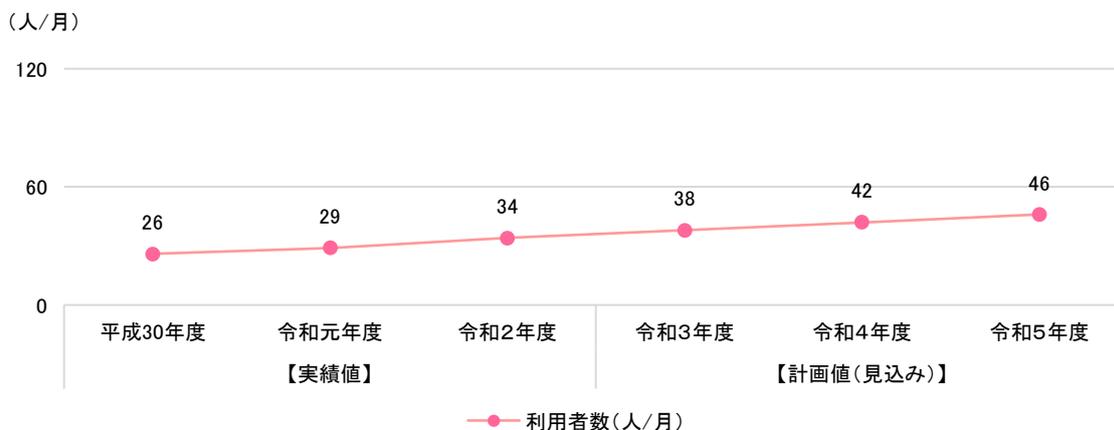


図 4-25 障害児相談支援の見込み量

## ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

### [サービスの内容]

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

地域における医療的ケア児のニーズなどを勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定。

### [計画の見込み量における推計方法]

国の目標設定に基づき、令和5年度の計画値（見込み）を配置数2人/年としました。

表 4-25 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数(人/年)	2	2	2	2	2	2

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値



図 4-26 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置の見込み量

### [障害児相談支援の今後の方向性と見込み量確保のための方策]

- ・障害児通所サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保に努めます。

## 7 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、市町村が主体となる法定化された事業で、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて実施しているものです。

### ① りかいそくしん 理解促進・けんしゅうけいはつじぎょう 研修啓発事業

#### [サービスの内容]

「障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的として実施する事業です。

教室等開催	障がい特性（精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障がい特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障がい者等の理解を深めるための教室等を開催する。
事業所訪問	地域住民が、障がい福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障がい者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
イベント開催	有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障がい者等に対する理解を深める。
広報活動	障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者に関するマークの紹介等、障がい者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的事例を通じ、障がい者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアフリーを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。</li> <li>・ 内部障害等、外見からは障がいがあることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知・頒布を行う。</li> <li>・ サービス業をはじめとする企業の従業員向けに障がいのある方に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。</li> </ul>

#### [計画の見込み量]

表 4-26 理解促進・研修啓発事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業回数(回/年)	0	0	1	1	1	1

じはつてきかつどうしえんじぎょう  
 ② 自発的活動支援事業

[サービスの内容]

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

ピアサポート	障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。
災害対策	障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。
孤立防止活動支援	地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を支援する。
社会活動支援	障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動を支援する。
ボランティア活動支援	障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

[計画の見込み量]

表 4-27 自発的活動支援事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
事業回数(回/年)	1	1	1	1	1	1

### ③ そうだんし えんじぎょう 相談支援事業

#### [サービスの内容]

相談支援事業は、障がい者等や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施する事業です。

#### [計画の見込み量]

表 4-28 相談支援事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
実施箇所(箇所)	3	3	3	3	3	3

### ④ せいねんこうけんせいどりようし えんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

#### [サービスの内容]

知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後见人等の報酬の全部又は一部を助成します。

#### [計画の見込み量]

表 4-29 成年後見制度利用支援事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数(人/年)	0	1	1	1	1	1

## ⑤ いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

### [サービスの内容]

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、支援が必要な人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行う事業です。

### [計画の見込み量]

表 4-30 意思疎通支援事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	2	0	0	1	2	2

※実績値の平成30年度、令和元年度は年実績、令和2年度は12月末時点での推計値

## ⑥ にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業

### [サービスの内容]

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

#### 介護・訓練用支援用具

「介護・訓練用支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者と介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

#### 自立生活支援用具

「自立生活支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者と介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

#### 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障がいのある人の在宅療養などを支援するものであって、利用者と介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

#### 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や視覚障害者用読書器など、障がいのある人

の情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具であって、利用者と介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

#### 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ装具や紙おむつなど、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者と介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

#### 居宅生活動作補助用具

「居宅生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

### [計画の見込み量]

表 4-31 日常生活用具給付事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
日常生活用具給付事業(件/年)	731	727	739	740	745	750

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年実績、令和2年度は 12 月末時点での推計値

## ⑦ しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業

### [サービスの内容]

手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

### [計画の見込み量]

表 4-32 手話奉仕員養成研修事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数(人/年)	46	44	0	45	45	45

いどうしえんじぎょう  
⑧ 移動支援事業

[サービスの内容]

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

[計画の見込み量]

表 4-33 外出支援事業の見込み量

【外出支援事業】	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数(人/月)	8	8	9	10	11	12
サービス量(延べ利用時間/月)	35	40	25	40	44	48

表 4-34 移送サービス事業の見込み量

【移送サービス事業】	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数(人/月)	5	3	3	5	6	7
サービス量(延べ利用時間/月)	56	42	17	50	60	70

表 4-35 福祉タクシーの見込み量

【福祉タクシー】	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用回数(回/月)	12	12	7	15	15	15

ちいきかつどうしえん きのうきょうかじぎょう  
 ⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

[サービスの内容]

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、利用者を支援する事業です。

地域活動支援センター I型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センター II型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター III型	旧法の小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

[計画の見込み量]

表 4-36 地域活動支援センター機能強化事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

ほうもんにゆうよく じぎょう  
 ⑩ 訪問入浴サービス事業

[サービスの内容]

在宅で、入浴が困難な寝たきりの障がいのある人に対して、入浴の機会を提供することにより、身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とした事業です。

[計画の見込み量]

表 4-37 訪問入浴サービス事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	2	1	2	2	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は12月末時点での推計値

⑪ にっちゅういちじしえんじぎょう  
日中一時支援事業

[サービスの内容]

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

[計画の見込み量における推計方法]

表 4-38 日中一時支援事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用者数(人/月)	28	19	9	30	30	30

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は 12 月末時点での推計値

⑫ じゅんかいしえんせんもんいんせいびじぎょう  
巡回支援専門員整備事業

[サービスの内容]

保育所など子どもやその親が集まる施設などを発達障がいに関する知識を有する専門員が巡回し、障がいが気になる段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障がい児の福祉の向上を図ることを目的として実施する事業です。

[計画の見込み量]

表 4-39 巡回支援専門員整備事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用回数(事業/月)	163	148	100	150	160	170

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は 12 月末時点での推計値

⑬ みなまたしふくし **水俣市福祉バス** うんこうじぎょう **運行事業**

[サービスの内容]

水俣市在住で芦北支援学校高等部佐敷分教室の生徒の登下校時の送迎支援を行う事業です。

[計画の見込み量]

表 4-40 水俣市福祉バス運行事業の見込み量

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
利用登録者数	9	8	10	11	12	13

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は 12 月末時点での推計値

## 第5章 計画の推進にあたって

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に示した基本理念等を以下の計画推進策で具体化します。

### (1) 「みんなでつながり<sup>ささ</sup>支えあい」へ

障がい福祉施策を連携協力のもと、一体的に推進し、関係機関の横断的な調整や協力を図るとともに、障がい者等の理解と促進と人権の尊重、障がい者等が相談しやすい体制など、一層の推進を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアを含めた民間団体との協働によって推進体制を整えます。

### (2) 「いきいきと暮<sup>く</sup>らせるまち水俣<sup>みなまた</sup>」へ

障がい者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくためには、障がいや障がい者等に対する理解と広報啓発活動が必要です。また、障がいの有無にかかわらず、やりたいことが叶えるための協力が得られたり、地域で役割がある、気軽に話ができるなど、「水俣に住んでよかった」と思える地域づくりをボランティアや行政、社会福祉協議会、事業者等関係機関と連携して推進します。

### (3) 進<sup>しん</sup>捗<sup>ちよく</sup>状<sup>じょう</sup>況<sup>きょう</sup>の管理<sup>かんり</sup>及<sup>およ</sup>び<sup>ひょうか</sup>評価

事業や取り組みの進捗管理を行うとともに、「水俣市障がい者計画等策定審議会」において本計画の実施状況の評価・監視を行います。また、社会情勢の変化や各種制度、法令等の改正などを踏まえ、中間年度である令和5年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

## あ行

### いくせいいりょう 育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

### いりょうてき 医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

### いんくろーしぷきょういく インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

### いんくろーじョン インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に含むことを指す。

### いんふおーまるとさーびす インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。具体的には、家族・近隣・友人・民生委員・ボランティア・NPOなどの援助。

### NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

### おんせいげん こしょう 音声言語障がい

音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものや、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

きのうくんれん  
機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

きょうせいしゃかい  
共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

きょうどうせいかつえんじょ  
グループホーム（共同生活援助）

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活の支援が行われる。

きょうどうせいかつかいご  
ケアホーム（共同生活介護）

共同生活の住居に入居している障がい者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスのこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

けんりようご  
権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

こうじのうきのうしょう  
高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

## コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

## 更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

## 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

## さ行

## 視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

## 肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

## 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

## じどうはつたつしえん 児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

## じどうふくしほう 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

## しみんこうけんじん 市民後見人

市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識、態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。

## しゃかいてきしょうへき 社会的障壁

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

## しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

## じゅうしょうしんしんしょう 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

## じゅさんせいひん 授産製品

障がい者施設・地域共同作業所においての作業訓練の一環として、障がいのある方々が制作した製品のことで。

## しょうがいしゅきほんぽう 障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

## しょうがいしゅぎやくたいぼうしぽう 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

## しょうがいしゅこようそくしんぽう 障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

## しょうがいしゅさべつかいしょうぽう 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。

## しょうがいしゅしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。

## しょうがいしゅじりつしえんぽう 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービスについて共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

## しょうがいしゃそうごうしえんぽう 障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

## しょう ぶんくしけいかく 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障がい福祉計画を、都道府県は都道府県障がい福祉計画を策定することが義務付けられている。

## ジョブコーチ

障がい者の就労にあたり、出来ることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指す。

## じりつしえんいりょう 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

## じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会

地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。

## しんたいしょう しゃ 身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

### しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

### せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病

生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨粗しょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。かつては加齢とともに発症・進行すると考えられて「成人病」と呼ばれていたが、若い人でも発症し、子どもの頃からの悪い生活習慣の蓄積がその発症に大きく関わっていることが分かり、平成8年に、生活習慣病という名称に変わった。

### せいさんねんれいじんこう 生産年齢人口

各国の国内で行われている生産活動に就いている中核の労働者となるような年齢の人口のこと。

### せいしんしょうしゃ 精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

### せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

### せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらか

じめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

#### そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障がい福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

### た行

#### ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

#### ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

#### ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

#### ちてきしょう 知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

#### ちようかく へいこうきのうしょう 聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

### とくべつしえんがっこう 特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

### とくべつしえんきょうい 特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

### こよう トライアル雇用

公共職業安定所の紹介によって、特定の求職者を短期間の使用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度のこと。

## な行

### ないぶしょう 内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

### なんびょう 難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

### ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもつ

ていると判断する。

### ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送ることができるように、共に暮らし、共に生きる社会こそが普通であるという福祉の考え方（概念）のこと。

## は行

### 発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

### バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

### ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

### ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

### ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

### ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

## ほうていこようりつ 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.0%。

## ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

## ま行

### みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

## もやい

もともと船をつなぐことや、共同で行うことを意味する。人と人との関係、自然と人との関係がいったん壊れてしまった水俣では、水俣病と正面から向き合い、対話し協働する取り組みを「もやい直し」と名付けている。

## や行

### ユニバーサルコミュニティ（そうごうきょうせいしゃかい総合共生社会）

国籍や年齢、性別などに関わらず、誰もが交流・参画しやすく必要な情報やサービスに手が届くまち、お互いにアクセスしやすいまちを5年後の目標像とし、安心して生活を送れるそのような地域社会のこと。

### ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

### リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

### 療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

### レスパイト

一時中断、延期、小休止などを意味する英語。日本では主に育児、介護、障がい、医療の分野で使われる。

第2期水俣市障がい者計画  
第6期水俣市障がい福祉計画  
第2期水俣市障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月  
編集・発行 水俣市 福祉課  
〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号  
TEL : 0966-63-1111 / FAX : 0966-62-0611